障害者のしおり

入間市福祉部障害者支援課

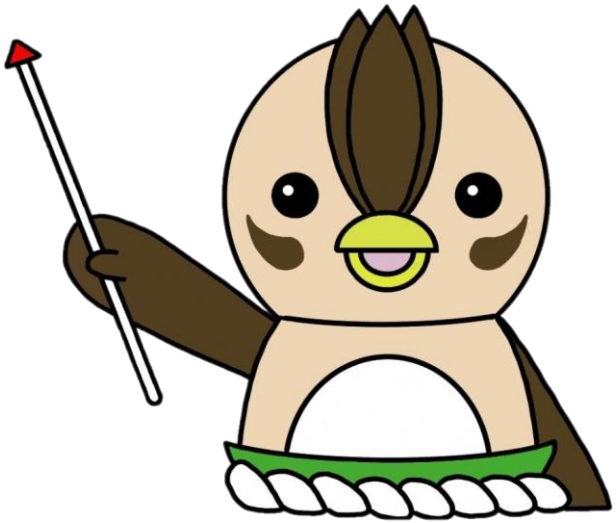

目　　次

○　身体障害者手帳で受けられる主なサービス一覧	
○　療育手帳で受けられる主なサービス一覧	
○　精神障害者保健福祉手帳で受けられる主なサービス一覧	
１．障害者手帳について	
①　身体障害者手帳	1
②　療育手帳	2
③　精神障害者保健福祉手帳	3
２．相談窓口について	
①　障害者相談（生活）	4
②　障害者相談（就労）	4
③　権利擁護相談	4
④　職業相談・案内	4
⑤　聴覚障害者相談	5
⑥　発達（障害）についての相談	5
３．手当・年金等について	
①　特別児童扶養手当	6
②　児童扶養手当	6
③　障害児福祉手当	7
④　特別障害者手当	7
⑤　重度心身障害者福祉手当	7
⑥　難病者福祉手当	8
⑦　小児慢性特定疾病児童等助成金	8
⑧　心身障害者扶養共済制度	8
⑨　障害基礎年金	9
⑩　特別障害給付金	9
⑪　障害年金生活者支援給付金	10
⑫　障害厚生年金・障害手当金	10
４．医療について	
①　重度心身障害者医療費助成	11
②　自立支援医療	12
③　その他県の医療制度（特定疾患医療・指定疾患医療・小児慢性特定疾病医療等）	13
５．障害福祉サービスについて	
①　介護給付	14
②　訓練等給付	15
６．障害児通所支援について	16
７．利用者負担額	17
12．各種助成について	
８．計画相談支援・地域相談支援について	
①　計画相談支援・地域相談支援	18
②　基幹相談支援センター	18
③　障害福祉サービス・地域相談支援・障害児通所支援の利用の流れ	19
９．補装具費の支給について	20
10．地域生活支援事業等について	
①　障害者移動支援	21
②　障害者日中一時支援	21
③　障害者デイサービス	21
④　在宅重度身体障害者入浴サービス	21
⑤　日常生活用具給付事業	22
⑥　意思疎通支援事業	25
⑦　通学時の移動介護人(付添人)の派遣	25
⑧　障害者福祉ホーム事業	25
⑨　地域活動支援ｾﾝﾀｰ（ｻｰﾋﾞｽ向上型／身体・療育）	26
⑩　地域活動支援ｾﾝﾀｰ（ｻｰﾋﾞｽ向上型／精神）	26
⑪　職親	26
⑫　生活ホーム	26
11．その他のサービスについて	
①　心身障害者生活サポート事業	27
②　重度身体障害者寝具乾燥車の派遣	27
③　視覚障害者情報提供事業	27
④　広報いるま（点字・ＣＤ版）等の発行	27
⑤　盲ろう者通訳・介助員の派遣	27
⑥　身体障害者補助犬の給付	28
⑦　「彩の国だより」点字版・デイジー版の発行・配付	28
⑧　「県議会だより」点字版・デイジー版の発行・配付	28
⑨　郵便による不在者投票	28
⑩　小児慢性特定疾患児 日常生活用具の給付	29
⑪　ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム	30
⑫　徘徊ＳＯＳ支援事業（徘徊位置情報サービス）	31
⑬　徘徊ＳＯＳ支援事業（身元確認支援サービス）	31

①　重度心身障害者自動車等燃料費助成	32
②　重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成	32
③　重度身体障害者居宅改善費助成	32
④　身体障害者自動車改造費助成	32
⑤　聴覚障害者用福祉電話 基本料金等の助成	33
⑥　知的障害者総合補償制度保険料の助成	33
⑦　地域活動支援ｾﾝﾀｰ（ｻｰﾋﾞｽ向上型）通所者奨励金の支給	33
⑧　障害者更生訓練費の支給	33
⑨　難聴児補聴器購入費の助成	33
13．税の控除・減免、公共料金等の割引について	
①　所得税・住民税の障害者控除・非課税	34
②　利子等の非課税	34
③　相続税の障害者控除	34
④　心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	35
⑤　特定障害者に対する贈与税の非課税	35
⑥　消費税の非課税	35
⑦　個人事業税の非課税	35
⑧　自動車税軽自動車税 自動車取得税の減免	36
⑨　鉄道（ＪＲ・私鉄）運賃の割引	37
⑩　バス運賃の割引	38
⑪　国内航空運賃の割引	38
⑫　タクシー運賃の割引	38
⑬　入間市コミュニティバス特別乗車証の交付	39
⑭　有料道路通行料金の割引	39
⑮　携帯電話基本利用料等の割引	39
⑯　ＮＨＫ受信料の減免	40
⑰　郵便物の料金等	40
⑱　ＮＴＴ番号案内の料金免除（ふれあい案内）	40
14．貸付制度について	
①　福祉資金（福祉費）	41
②　福祉資金（緊急小口資金）	42
③　生活つなぎ資金	42
④　緊急生活資金	42
15．緊急時、災害時の支援制度	
①　避難行動要支援者　避難支援制度	43
②　障害児（者）の緊急時に備えた事前登録	43
③　緊急カード	43
④　ＮＥＴ１１９緊急通報システム	43
⑤　ＦＡＸ１１９番	44
⑥　メール１１０番	44
⑦　ＮＥＴ１１８	44
16．その他の福祉について	
①　福祉ｻｰﾋﾞｽ利用援助事業「あんしんサポートねっと」	45
②　成年後見制度	45
③　成年後見制度利用支援事業	45
④　リフト付バス「おおぞら号」の提供	45
⑤　公営住宅の入居について	46
⑥　駐車禁止適用除外	46
⑦　埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制	47
⑧　障害者職業能力開発校（中央障害者職業能力開発校）	48
⑨　障害者職業能力開発校（東京障害者職業能力開発校）	48
⑩　職業能力開発センター	48
⑪　ヘルプマーク	48
⑫　ヘルプカード	48
⑬　ミライロＩＤ	49
17．スポーツ・レクリエーション等事業について	
①　入間市障害者スポーツ大会	50
②　入間市障害者ﾌﾗｲﾝｸﾞﾃﾞｨｽｸ教室	50
③　入間市障害者ﾌﾗｲﾝｸﾞﾃﾞｨｽｸ大会	50
④　障害者ボッチャ交流大会	50
⑤　障害者週間記念事業	50
⑥　入間市ｽﾎﾟﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ大会出場選手奨励金	50
18．ボランティア・障害者団体について	51
19．関係機関について	52

身体障害者手帳で受けられる主なサービス一覧

下記につきましては、サービスごとに要件があり、△は年齢や所得等により該当しない場合があります。詳しくは、各頁をご確認ください。

○⇒該当するサービス　△⇒確認が必要なサービス

ﾍﾟｰｼﾞ	身体障害者手帳　等級						サービス名
	1	2	3	4	5	6	
4	○						障害者相談（生活）
4	○						障害者相談（就労）
4	○						障害者相談員事業「障がい者相談日」
6	△						特別児童扶養手当
6	△						児童扶養手当
7	△						障害児福祉手当
7	△						特別障害者手当
7	△						重度心身障害者福祉手当
8	△						難病者福祉手当
8	△						小児慢性特定疾病児童等助成金
8	△						心身障害者扶養共済制度
9	△						障害基礎年金
9	△						特別障害給付金
10	△						障害年金生活者支援給付金
10	△						障害厚生年金・障害手当金
11	△						重度心身障害者医療費助成
12	△						自立支援医療制度（更生医療）
14～15	△						障害福祉サービス（居宅介護・就労継続支援B型等）
16	△						障害児通所支援
18～19	○						計画相談支援・地域相談支援
20	△						補装具費の支給
21	○（視覚・全身性障害の方）						障害者移動支援
21	△						障害者日中一時支援
21	△						障害者デイサービス
21	△						在宅重度身体障害者入浴サービス
22	△						日常生活用具給付事業
25	○（聴覚・音声言語の方）						意思疎通支援事業（手話通訳者派遣・要約筆記者派遣）

ﾍﾟｰｼﾞ	身体障害者手帳　等級						サービス名
	1	2	3	4	5	6	
25	△						通学時の移動介護人（付添人）の派遣
26	○						地域活動支援センター
27	○						心身障害者生活サポート事業
27	○						重度身体障害者寝具乾燥車の派遣
27	○（視覚の方）						視覚障害者（点字等）情報提供事業
27	○（視覚の方）						広報いるま（点字・CD版）等の発行
27	○視覚・聴覚						盲ろう者通訳・介助員の派遣
28	△（視覚・聴覚・肢体不自由の方）						身体障害者補助犬の給付（視覚1級・聴覚2級・肢体1・.2級）
28	○（視覚の方）						「彩の国だより」点字版・デイジー版の発行・配付
28	○（視覚の方）						「県議会だより」点字版・デイジー版の発行・配付
28	△						郵便による不在者投票
32	△						重度心身障害者自動車等燃料費助成
32	△						重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成
32	△						重度身体障害者居宅改善費助成
33	△						身体障害者自動車改造費助成
33	○（聴覚3級以上・音声言語の方）						聴覚障害者用福祉電話基本料金等の助成
33	○						身体障害者更生訓練費の支給
34～36	△						税の控除・減免・非課税（所得税・住民税・自動車税等）
37	○						鉄道（JR・私鉄）運賃の割引
38	○						バス運賃の割引
38	○						国内航空運賃の割引
38	○						タクシー運賃の割引
39	○						入間市コミュニティバス特別乗車証の交付
39	○						有料道路通行料金の割引
39	△						携帯電話基本料金等の割引
40	△						NHK受信料の減免
40	△						郵便物の料金等
40	△						NTT番号案内の料金免除（ふれあい案内）
43	○						避難行動要支援者　避難支援制度

ﾍﾟｰｼﾞ	身体障害者手帳　等級						サービス名
	1	2	3	4	5	6	
43	○						障害児(者)の緊急時に備えた事前登録
43	○(聴覚・音声言語の方)						緊急カード
43	○(聴覚・音声言語の方)						NET119緊急通報システム
44	○(聴覚・音声言語の方)						FAX119番(緊急通報用FAX用紙)
44	○(聴覚・音声言語の方)						メール110番
44	○(聴覚・音声言語の方)						NET118
45	△						福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」
45	△						成年後見制度利用支援事業
46	△						公営住宅の入居について
46	△						駐車禁止適用除外
46	△(障害によって対象等級に違い有)						埼玉県思いやり駐車場制度(ﾊﾟｰｷﾝｸﾞ・ﾊﾟｰﾐｯﾄ制度)
48	○						ヘルプマーク・ヘルプカード
51	○						障害者団体

療育手帳で受けられる主なサービス一覧

下記につきましては、サービスごとに要件があり、△は年齢や所得等により該当しない場合があります。詳しくは、各頁をご確認ください。

〇⇒該当するサービス　△⇒確認が必要なサービス

ﾍﾟｰｼﾞ	療育手帳　障害程度				サービス名
	Ⓐ	A	B	C	
4	〇				障害者相談（生活）
4	〇				障害者相談（就労）
4	〇				障害者相談員事業「障がい者相談日」
6	△				特別児童扶養手当
6	△				児童扶養手当
7	△				障害児福祉手当
7	△				特別障害者手当
7	△				重度心身障害者福祉手当
8	△				難病者福祉手当
8	△				小児慢性特定疾病児童等助成金
8	△				心身障害者扶養共済制度
9	△				障害基礎年金
9	△				特別障害給付金
10	△				障害年金生活者支援給付金
10	△				障害厚生年金・障害手当金
11	△				重度心身障害者医療費助成
14～15	△				障害福祉サービス （居宅介護・就労継続支援B型等）
16	△				障害児通所支援
18～19	〇				計画相談支援・地域相談支援
21	△				障害者移動支援
21	△				障害者日中一時支援
21	△				障害者デイサービス
22	△				日常生活用具給付事業
25	△				通学時の移動介護人（付添人）の派遣
26	〇				地域活動支援センター
27	〇				心身障害者生活サポート事業
32	△				重度心身障害者自動車等燃料費助成

ﾍﾟｰｼﾞ	療育手帳　障害程度				サービス名
	Ⓐ	A	B	C	
32	△				重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成
33	△				知的障害者総合補償制度保険料の助成
33	△				障害者更生訓練費の支給
34～36	○				税の控除・減免・非課税（所得税・住民税・自動車税等）
37	○				鉄道（JR・私鉄）運賃の割引
38	○				バス運賃の割引
38	○				国内航空運賃の割引
38	○				タクシー運賃の割引
38	○				入間市コミュニティバス特別乗車証の交付
39	○				有料道路通行料金の割引
39	△				携帯電話基本料金等の割引
40	△				NHK受信料の減免
40	△				郵便物の料金等
40	△				NTT番号案内の料金免除（ふれあい案内）
43	○				避難行動要支援者　避難支援制度
43	○				障害児（者）の緊急時に備えた事前登録
45	△				福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」
45	△				成年後見制度利用支援事業
46	△				公営住宅の入居について
46	△				駐車禁止適用除外
47	○				思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）
48	○				ヘルプマーク・ヘルプカード
51	○				障害者団体

精神障害者保健福祉手帳で受けられる主なサービス一覧

下記につきましては、サービスごとに要件があり、△は年齢や所得等により該当しない場合があります。詳しくは、各頁をご確認ください。

○⇒該当するサービス　△⇒確認が必要なサービス

ﾍﾟｰｼﾞ	精神障害者保健福祉手帳　等級			サービス名
	1	2	3	
4	○			障害者相談（生活）
4	○			障害者相談（就労）
6	△			特別児童扶養手当
6	△			児童扶養手当
7	△			障害児福祉手当
7	△			特別障害者手当
7	△			重度心身障害者福祉手当
8	△			難病者福祉手当
8	△			小児慢性特定疾病児童等助成金
8	△			心身障害者扶養共済制度
9	△			障害基礎年金
9	△			特別障害給付金
10	△			障害厚生年金・障害手当金
11	△			重度心身障害者医療費助成
12	○			自立支援医療制度（精神通院医療）
14～15	△			障害福祉サービス（居宅介護・就労継続支援B型等）
16	△			障害児通所支援
18～19	○			計画相談支援・地域相談支援
21	△			障害者移動支援
21	△			障害者日中一時支援
21	△			障害者デイサービス
26	○			地域活動支援センター
27	○			心身障害者生活サポート事業
28	○			郵便による不在者投票
33	△			障害者更生訓練費の支給
34～36	○			税の控除・減免・非課税（所得税・住民税・自動車税等）

ﾍﾟｰｼﾞ	精神障害者保健福祉手帳　等級			サービス名
	1	2	3	
37	○			バス運賃の割引
38	○			国内航空運賃の割引
39	○			入間市コミュニティバス特別乗車証の交付
39	○			携帯電話基本料金等の割引
40	△			NHK受信料の減免
40	△			郵便物の料金等
40	○			NTT番号案内の料金免除（ふれあい案内）
43	○			避難行動要支援者　避難支援制度
43	○			障害児（者）の緊急時に備えた事前登録
45	△			福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」
45	△			成年後見制度利用支援事業
46	△			公営住宅の入居について
46	△			駐車禁止適用除外
47	○			思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）
48	○			ヘルプマーク・ヘルプカード
51	○			障害者団体

1. 障害者手帳について

1-① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある方に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付します。入間市で新規に取得される方は、知事が交付します。

＜対象者＞

身体障害者福祉法別表に掲げる次の種類の障害（一定以上で永続する障害）がある方です。

- ・視覚障害
- ・聴覚又は平衡機能の障害
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・肢体不自由
- ・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・小腸の機能の障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・肝臓の機能の障害

＜障害程度＞

障害の種類別に重度の1級から6級の等級が定められています。

＜申請方法＞

次の書類を用意し、障害者支援課で申請して下さい。

1　身体障害者診断書・意見書※

（15条指定医が作成したもの、発行から3か月以内のものに限る）

2　個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）

※身体障害診断書・意見書は、市役所窓口で配布または総合リハビリテーションセンターのホームページからダウンロードできます。
障害種別により書式が異なりますのでご注意ください。

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

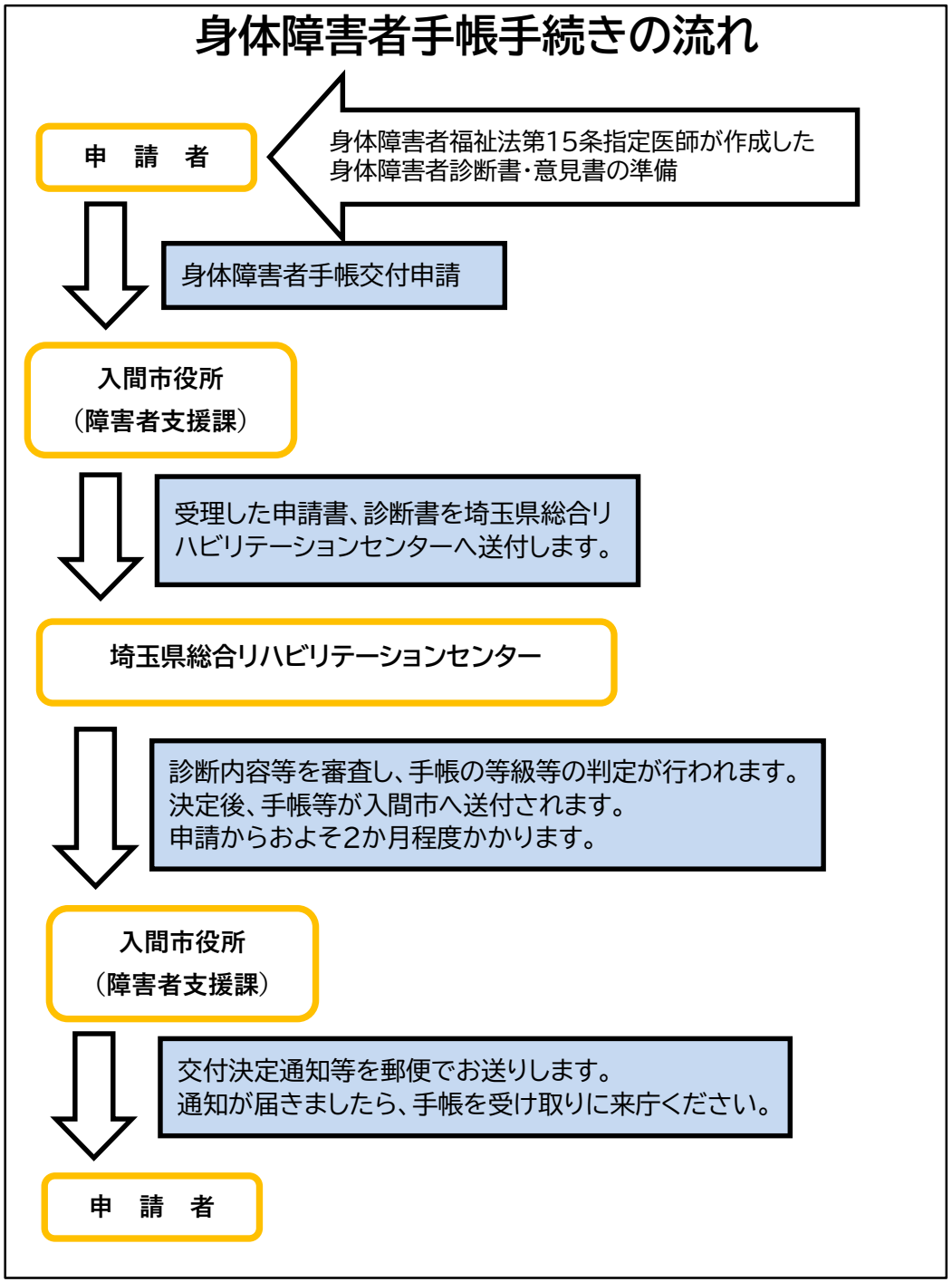

1-② 療育手帳

療育手帳は、知的障害者(児)に交付される手帳です。

知的障害者の方がサービスを利用しやすいように作られたものです。

療育手帳を申請すると、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は総合リハビリテーションセンターで判定を受けることになります。知事が交付します。

＜障害程度＞

(1) 療育手帳には、Ⓐ最重度・A重度・B中度・C軽度があります。

(2) 判定は、心理判定、医学判定、調査結果などを総合的に審査して決定します。

(3) 手帳を交付された後、数年後に行う再判定がある方とない方がいます。
　これも諸条件を勘案して決められます。

＜申請方法＞

市役所障害者支援課で申請します。

申請にあたり、本人に関する調書を作成します。
概ね、1時間程度聴き取りを行います。

事前に障害者支援課にご相談の上、次のものをご持参ください。

1 個人番号を確認できる書類(マイナンバーカード、個人通知カードなど)

2 母子手帳、通知表、検査結果等本人の様子がわかるもの

＜窓口(問い合わせ)＞ 障害者支援課 障害援護担当

療育手帳手続きの流れ

申　請　者

↓ 療育手帳交付申請、調書の作成

入間市役所
(障害者支援課)

↓ 受理した申請書、障害者支援課で作成した判定依頼書、他関係書類を児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンターへ送付します。

児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター

↓ 心理判定、医学判定、調査結果などを総合的に審査します。
決定後、手帳が入間市へ送付されます。

入間市役所
(障害者支援課)

↓ 交付決定通知等を郵便でお送りします。
通知が届きましたら、手帳を受け取りに来庁ください。

申　請　者

1-③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを認定して交付される手帳です。精神障害者のサービスを受けやすくするためのものです。
手帳の有効期間は2年間で更新が可能です。知事が交付します。

＜対象者＞

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方で、初診日から6か月経過している方です。
医師の診断書をもとに、県の精神保健福祉センターが判定を行います。

＜障害程度＞

障害の程度によって1級・2級・3級に区分されます。

＜申請方法＞

次の書類を用意し、障害者支援課で申請して下さい。

1　所定の診断書※（障害者支援課にあります）

2　個人番号を確認できる書類
（マイナンバーカード、個人通知カードなど）

※精神障害を支給事由とする障害年金を受給している方は、診断書の代わりに年金証書と直近の振込通知書の写しで申請することができます。

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

精神障害者保健福祉手帳手続きの流れ

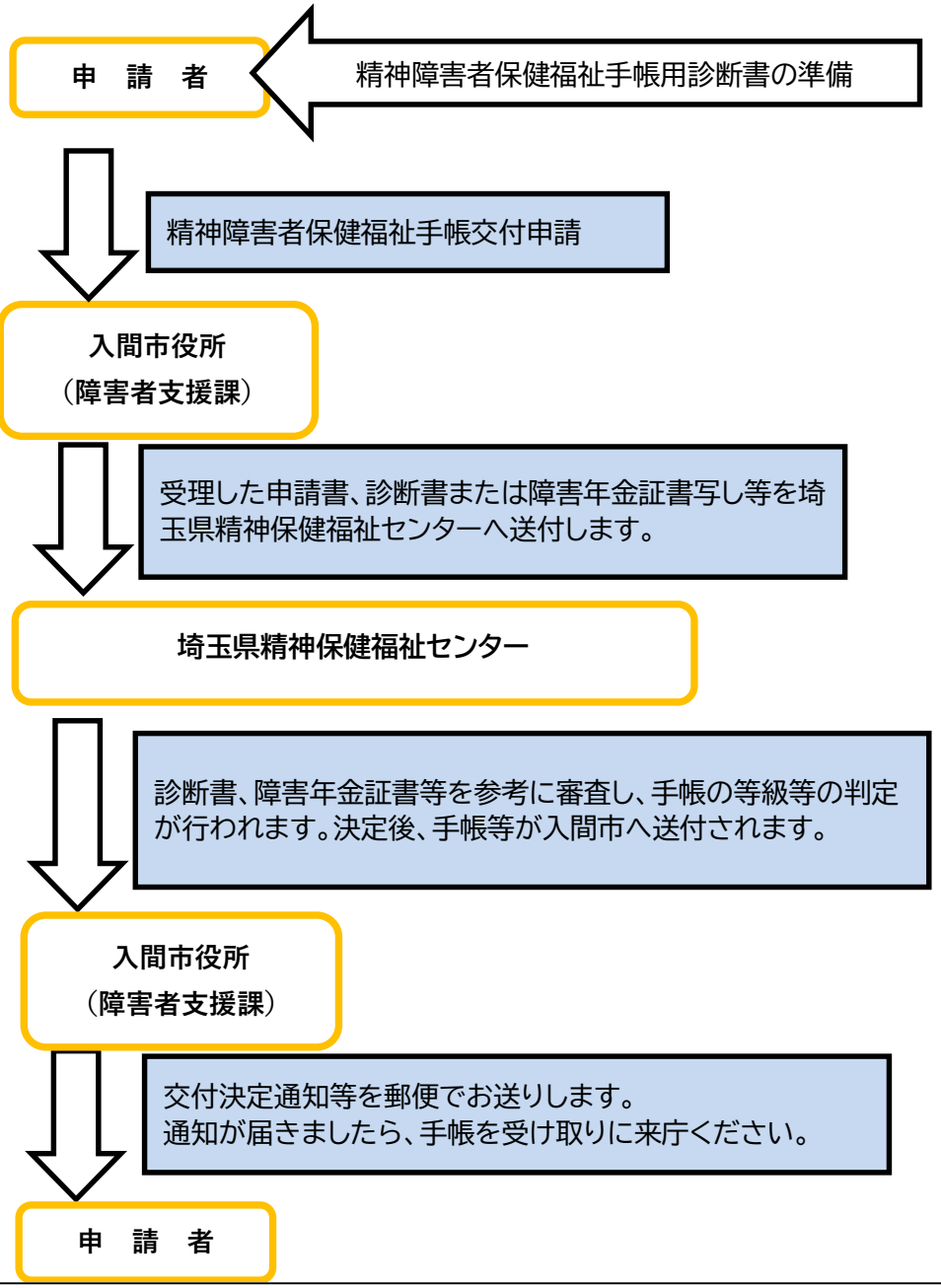

2. 相談窓口について

2-① 障害者相談（生活・障害福祉サービス）

福祉サービスの情報提供や専門機関の紹介、福祉サービスの手続き等の生活相談に応じます。障害者相談支援センターりぼんは、市から委託を受けた法人が運営しております。

対象者	障害のある方とその家族、介護人等の関係者				
相談窓口	障害者相談支援センターりぼん	所在地	入間市役所B棟　3階	電話	04-2901-7088

2-② 障害者相談（就労）

働くことに関する相談に応じます。ハローワークや関係機関と連携して就職の支援を行います。また、就職後も職場に慣れるような支援を行います。
障害者就労支援センターりぼんは、市から委託を受けた法人が運営しております。

対象者	障害のある方とその家族、介護人等の関係者				
相談窓口	障害者就労支援センターりぼん	所在地	入間市役所B棟　3階	電話	04-2901-7088

2-③ 権利擁護相談

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害のある方が、安心して生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援します。

対象者	認知症高齢者及び障害のある方ご本人や家族・関係者の方				
窓口・問合せ	○生活相談　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　9時～16時 ○法律相談（予約必要）　水曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）　13時～14時半				
	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター	所在地	〒330－8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4－2－65 彩の国すこやかプラザ内	電話	電話 048－822－1204 （認知症高齢者・知的障害者及びその家族等） 電話 048－822－1240 （身体障害者・精神障害者及びその家族等） FAX　048－822－1406

2-④ 職業相談・案内

障害者の就職と雇用の安定を図るため、公共職業安定所と連携しながら、職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、リワーク支援などを行っています。

相談窓口	埼玉障害者職業センター	所在地	〒338－0825 さいたま市桜区下大久保136－1	電話	電話 048－854－3222 FAX 048－854－3260

2-⑤ 聴覚障害者相談

聴覚障害者及び関係者からの、日常生活や社会生活上の相談に応じます。内容により、関係機関と連携して対応します。

相談窓口	埼玉聴覚障害者情報センター	所在地	〒330－0074 さいたま市浦和区北浦和5－6－5 浦和合同庁舎別館2階	電話	電話 048－814－3353 FAX 048－814－3355

2-⑥ 発達(障害)についての相談 ・・・発達(障害)に関する各種専門の相談機関があります。

名称	内容	連絡先			
入間市 児童発達支援センター	心身の発達に気がかりや障がいのある子どもとその家族に、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援を行う。	住所	〒358-0013 入間市上藤沢730-1		
		電話	04-2968-7785	FAX	04-2966-5514
発達障害 総合支援センター	発達障害のある18歳までの子どもとそのご家族からの電話相談。	住所	〒330-0081 さいたま市中央区新都心1-2(小児医療センター南玄関3階)		
		電話	048-601-5551	FAX	048-601-5552
発達障害者支援センター 「まほろば」	概ね19歳以上の方の発達障害に関する相談。	住所	〒350-0813 川越市平塚新田東河原201-2		
		電話	049-239-3553	FAX	049-233-0223
中核発達支援センター (社会福祉法人 埼玉医療福祉会 光の家療育センター)	発達障害児に対する診療・療育を行います。	住所	〒350-0495 入間郡毛呂山町毛呂本郷38		
		電話	049-276-1357		
西部地域療育センター (一般社団法人夢工房)	専門的な知識を有する作業療法士、臨床心理士等が、アセスメントを行い、個別療育により発達を促す支援を行います。発達障害の特性が気になる小学校3年生以下の児童が対象です。	住所	〒357-0065 飯能市大河原934-1		
		電話	042-980-7784		

3. 手当・年金等について

3-① 特別児童扶養手当

窓口：こども支援課　児童手当担当

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される国の手当です。原則として、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。ただし、受給資格者、受給者の配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合は、支給停止となります。

対象者

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父母または養育者（受給者本人と扶養義務者について、一定額以上の所得がある場合、支給停止となります）。
○身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を必要とするもの
（概ね身体障害者障害程度等級1級～3級と4級の一部）
○精神の障害であって、1と同程度以上のもの
○身体または精神の障害が重複する場合で、1または2と同程度以上のもの

金額

障害の状態により1級と2級に区分されます。
1年に3回（4月・8月・11月）支払われます。

障害の状態	月額（1人につき） ※令和7年4月～
1　級（重度）	56,800円
2　級（中度）	37,830円

支給対象外

●申請する方や児童が日本国内に住所を有しないとき。
●児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所しているとき。
●児童が障害による公的年金を受けることができるとき。

3-② 児童扶養手当

窓口：こども支援課　児童手当担当

父親または母親のいない家庭や、父親または母親が一定の障害の状況にある家庭のお子さんの母親または父親、父母に代わって養育している方に手当が支給されます。ただし、受給資格者、扶養義務者の所得が一定額以上の場合はその一部または全部が減額となります。

対象者

次のいずれかに該当する子ども（18歳になった年の年度末まで）、または障害がある子ども（20歳未満）を養育している母親・父親、または養育者です。
○父母が離婚した子ども
○父または母が死亡した子ども
○父または母に一定基準以上の障害がある子ども
○父または母の生死が明らかでない子ども
○父または母に一年以上遺棄されている子ども
○父または母が一年以上拘禁されている子ども
○父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
○母が婚姻によらないで懐胎した子ども

金額

1年に6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）支払われます。
※第3子以降の加算額について、令和6年11月分（令和7年1月支給分）から第2子の加算額と同額に引き上げます。
※内容が変更になる場合があります。詳細は窓口にお問い合わせください。

月額　※令和6年11月～		
1人の場合	全部支給	45,500円
	一部支給	45, 490円~10, 740円
第2子加算額	全部支給	10,750円
	一部支給	10, 740円~5, 380円

支給対象外

●日本国内に住所を有しないとき
●児童福祉施設（母子生活支援施設、通園施設は除く）にお子さんが入所している場合、婚姻届を提出していないが事実上の婚姻関係と同様の状態にある場合など
※事実上の婚姻とは、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係（頻繁な定期的訪問かつ生計費の補助など、同居の有無は問わない）が存在することをいいます。

3-③ 障害児福祉手当

窓口	こども支援課　児童手当担当

20歳未満で日常生活において常時特別の介護を必要とする一定の障害程度の方が対象です。障害者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

対象者	20歳未満の障害児で、おおむね以下の程度の障害を有する方 〇身体障害者手帳1級および2級の一部の方 〇知的障害であって療育手帳Ⓐ相当の方 〇精神障害、血液疾患等で、上記1、2と同程度の障害を有する方	金額	1年に4回(5月・8月・11月・2月)支払われます。 月額　令和7年4月～　16,100円 月額　令和6年4月～　15,690円
支給対象外	●施設等に入所されている方 ●当該障害を支給理由とする年金を受給されている方		

3-④ 特別障害者手当

窓口	障害者支援課　障害福祉担当

20歳以上で日常生活において常時特別の介護を必要とする一定の障害程度の方が対象です。ただし、施設に入所中の方等は受けることができません。障害者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

対象者	20歳以上で日常生活において重度の障害により、常時特別の介護を必要とする一定の障害程度の方	金額	1年に4回(5月・8月・11月・2月)支払われます。 月額　令和7年4月～　29,590円 月額　令和6年4月～　28,840円
支給対象外	●施設等に入所されている方 ●3か月以上継続して病院または診療所に入院している方		

3-⑤ 重度心身障害者福祉手当

窓口	障害者支援課　障害福祉担当

対象者	下記のいずれかの手帳の交付を受けている方 〇身体障害者手帳・・・1級、2級 〇療育手帳・・・Ⓐ、A、B 〇精神障害者福祉手帳・・・1級	金額	年に3回(7月末・11月末・3月末)支給されます。 区分：特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措置による福祉手当を受けている方　月額：1,750円 区分：上記の手当を受けていない方・超重症心身障害児の方　月額：6,000円
支給対象外	●平成22年4月1日以降に65歳以上で新たに上記手帳を取得した方 ●施設入所中の方(障害児入所施設・障害者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等)※病院や医療介護施設、有料老人ホームは受給可 なお、障害者本人に市町村民税(住民税)の課税がある場合は支給停止(課税された年度の8月～翌年7月まで)となります。		
備考	令和8年4月分より、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措置による福祉手当を受けている方は支給対象外となります。また、これらの手当を受けていない方・超重症心身障害児の方への支給月額が5，000円に変更となります。		

3-⑥ 難病者福祉手当

窓口：障害者支援課　障害福祉担当

対象者

入間市に住所がある方で、次の受給者証の交付を受けている方です。
(1) 指定難病医療受給者証(県単独指定難病医療受給者証を含む)
(2) 特定疾患医療受給者証
(3) 指定疾患医療受給者証
※ (1)～(3)は保健所から交付される受給者証です。

金額

年に3回(7月末・11月末・3月末)支給されます。

月額	4,000円

市役所障害者支援課の窓口のほかに、オンラインによる申請が可能です。
二次元コードを読み取り、申請フォームまたは市ホームページより申請してください。

支給対象外

●施設入所中の方(障害児入所施設・障害者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等)
●特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措置による福祉手当・重度心身障害者福祉手当　を受けている方

なお、障害者本人に市町村民税(住民税)の課税がある場合は支給停止(課税された年度の8月～翌年7月まで)となります。

3-⑦ 小児慢性特定疾病児童等助成金

窓口：こども支援課　児童手当担当

対象者

入間市に住所がある方で、小児慢性特定疾病医療給付事業で、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方です。

金額

年度に1回支給されます。

年額	15,000円

支給対象外

次の手当を受けている方はこの助成金を受けることができません。
●障害児福祉手当　●重度心身障害者福祉手当　●難病者福祉手当

3-⑧ 心身障害者扶養共済制度

窓口：障害者支援課　障害福祉担当

心身障害児・者の保護者が死亡または重度障害の状態になった後、残された障害児・者に年金を支給し、障害児・者の将来に対し、保護者の抱く不安を軽減することを目的とした県の福祉制度です。

対象者

心身障害児・者の保護者で、加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満の方(特別の疾病や障害のない方)です。

対象障害児・者の範囲は、次のとおりです。
(1)　知的障害者：療育手帳の交付を受けている方
(2)　身体障害者：身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方
(3)　精神または身体に永続的な障害があり、(1)(2)と同程度の障害と認められる方

年金額

加入者が死亡または重度障害の状態になったときに、障害児・者に月額20，000円の年金(2口加入者は40，000円)が支給されます。

掛金月額

掛金は、加入時の年齢によって区分されていて、毎月の払い込みとなります。(掛金は、国の掛金改訂により加入後に改訂される場合があります。)
障害のある人1人につき2口まで加入することができます。

加入時の年齢	掛金額	加入時の年齢	掛金額
～34	9,300円	50～54	18,800円
35～39	11,400円	55～59	20,700円
40～44	14,300円	60～64	23,300円
45～49	17,300円		

3-⑨ 障害基礎年金

窓口　市民課　国民年金担当

対象者

（1） 次のすべての条件を満たす方

1　初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診察を受けた日）に、国民年金加入中の方か、国民年金に加入していた方で、日本国内に住所を有する　60歳以上65歳未満（繰上げ受給者を除く）の方。

2　障害認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日か1年6か月以内に症状が固定した日）に、政令で定められている障害等級表の1級又は2級の障害の状態になっていること。または、障害認定日に1級・2級に該当しなかった方が、65歳に達する日の前日までに該当となった場合。

3　初診日の前日において次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。
　㋐　初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納付した期間と保険料免除期間（納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上あること
　㋑　初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと

（2） 20歳になる前のけがや病気で障害者になった方は20歳になる前の公的年金に加入していない期間（生来のものを含む）に初診日がある場合は、20歳になった時（障害認定日が20歳になった後の時は障害認定日）に障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていれば、申請により障害基礎年金が受けられます。なお、受給が始まっても、本人の所得状況により年金の一部または全部の支給が停止されることがあります。

年金額

年金額（年額）　※令和7年度			
昭和31年4月1日以降に生まれた方		昭和31年4月1日以前に生まれた方	
1級	1,039,625円	1級	1,036,625円
2級	831,700円	2級	829,300円

※年金の等級は、障害者手帳の等級と一致しているとは限りません。
※上記の内容は変更になる場合があります。詳細は窓口にお問い合わせください。

また、障害基礎年金の受給権を得た方が生計を維持しており、18歳未満の子（18歳になった年の年度末まで）、または20歳未満で障害の程度が1～2級の子（20歳になる月の前月まで）があるときは、加算があります。

加算対象の子	加算額（年額）※令和7年度
第1子・第2子（1人につき）	各　239,300円
3人目以降の子（1人につき）	各　79,800円

3-⑩ 特別障害給付金

窓口　市民課　国民年金担当

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられない障害者の方に支給されます。

対象者

（1） 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象の学生であった方。（夜間部、定時制、通信制を除く）
（2） 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）等の配偶者であって、任意加入していなかった期間に初診日（障害の原因となる病気やけがで初めて医師の診察を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある方が対象です。ただし、65歳に達する日の前日までに障害状態に該当し請求をされた方に限られます。
※　障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。
※　給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要となります。

年金額

※特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年度見直しされます。
※ご本人の所得状況により年金の一部または全部の支給が停止されることがあります。
※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額が支給されます。
※経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格が無くなります。
※上記の内容は変更になる場合があります。詳細は窓口にお問い合わせください。

令和7年度基本月額	
障害基礎年金 1級相当に該当する方	56,850円
障害基礎年金 2級相当に該当する方	45,480円

3-⑪ 障害年金生活者支援給付金	窓口	市民課　国民年金担当 年金事務所

一定の所得以下の障害年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。

対象者	障害基礎年金等を受給中で、前年の所得が基準額4，721，000円以下の方 ※基準額は扶養親族等の数に応じて増額します。
年金額	

令和7年度基本月額	
障害基礎年金1級の方	6,813円
障害基礎年金2級の方	5,450円

3-⑫ 障害厚生年金・障害手当金	窓口	年金事務所 ねんきんダイヤル 0570－05－1165 （050から始まる電話の場合→電話03－6700－1165）

対象者	障害の原因となった病気やけがの初診日が厚生年金保険加入中で、障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または経過以前に治った日（症状が固定した日）に障害等級表の1級～3級の状態にある方。 初診日に厚生年金保険に加入中である方の病気、けがの症状が5年以内に固定し、3級よりやや軽い一定の障害が残った場合は、障害手当金（一時金）が受けられます。 ※初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。
年金額	※　報酬比例の年金額は、次の式で計算した額です。 平均標準報酬月額×7．125／1000×平成15年3月までの加入期間の月数＋平均標準報酬額×5．481／1000×平成15年4月以降の加入期間の月数 ※　加入期間が300月（25年）未満の場合については、300月とみなして計算します。また、障害認定日がある月までが加入期間となります。 ※　年金の等級は、障害者手帳の等級と一致しているとは限りません。

令和7年度	1級	報酬比例の年金額×1.25＋配偶者加給年金額＋1級の障害基礎年金（1,039,625円※S31.4.1以前に生まれた方は1,036,625円）＋子の加算額
	2級	報酬比例の年金額＋配偶者加給年金額＋2級の障害基礎年金（831,700円※S31.4.1以前に生まれた方は829,300円）＋子の加算額
	3級	報酬比例の年金額（最低623,800円　※S31.4.1以前に生まれた方は622,000円）
	障害手当金（一時金）	報酬比例の年金額×2.0（最低1,247,600円　※S31.4.1以前に生まれた方は1,244,000円）

4. 医療について

4-① 重度心身障害者医療費助成	窓口	障害者支援課　障害福祉担当

病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付・高額療養費を除く。）を助成します。
ただし、入院時食事療養費は、1/2の助成となります。（20歳未満までの入院時食事療養費は全額助成）
※下記対象者のうち「3.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方」については、精神病床への入院に係る費用は助成対象外です。

対象者

（1） 身体障害者手帳1・2・3級のいずれかの交付を受けている方
（2） 療育手帳Ⓐ・A・Bのいずれかの交付を受けている方
（3） 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
（4） 65歳以上で、後期高齢者医療広域連合の定める下記の障害程度の状態（※1）と認定を受けた方
※1 障害程度の状態

・障害程度の状態・精神障害者保健福祉手帳1・2級のどちらかの交付を受けている方
・身体障害者手帳4級（音声又は言語機能の障害）の交付を受けている方
・身体障害者手帳4級（下肢障害の一部）の交付を受けている方
・障害年金1・2級のどちらかを受けている方

助成対象外

●平成27年1月1日以降に65歳以上で、初めて上記（1）から（4）のいずれかに該当する障害者手帳の交付を受けた方
●生活保護などを受けている方
●ひとり親家庭等医療費助成制度に登録されている方
●医療保険（国民健康保険、社会保険など）未加入の方

所得制限

医療費助成を受ける本人の前年所得（1月～9月に申請をする場合は前々年所得）が下記の所得制限限度額を超える場合は、医療費助成を受けられません。
毎年、10月1日に受給者証の更新（所得審査等）を行います。

所得制限限度額

扶養親族の数	所得制限基準額※	（参考）給与収入換算
0人	3,661,000円	5,252,000円
1人	4,041,000円	5,728,000円
2人	4,421,000円	6,203,000円
3人	4,801,000円	6,668,000円

※扶養人数0人のときの所得制限基準額を基準に、1人につき38万円を加算。
※当該扶養親族が、同一生計配偶者（70歳以上）もしくは老人扶養親族の場合は、さらに10万円を加算。
※特定扶養親族（19歳以上23歳未満）または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、さらに1人につき25万円加算。

4-② 自立支援医療

窓口	障害者支援課　障害援護担当

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。健康保険における世帯の所得状況等に応じて負担上限額が設けられます。一定以上の所得がある場合は給付の対象外となることがあります。

対象医療及び対象者

○精神通院医療
精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方。
認定期間は最長で1年間。再認定申請は、期限の3か月前から可能。

○更生医療
身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）。

○育成医療
身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）。

利用者負担の枠組み

健康保険における世帯の所得状況等に応じて利用者負担上限額が異なります。
必要とする医療が「重度かつ継続」とされる場合は、左表に関わらず右表が適用されます。

所得区分	市町村民税額		精神通院医療	更生医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	235,000円以上		対象外	対象外	対象外	20,000円
中間所得2	33,000～234,999円		医療保険の高額療養費		10,000円	10,000円
中間所得1	33,000円未満				5,000円	5,000円
低所得2	非課税	収入80万円超	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
低所得1		収入80万円以下	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
生活保護	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円

＜「重度かつ継続」の範囲＞
○ 疾病、症状等から対象となる者
[精神通院]
統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者、または精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
[更生・育成]
腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（ 心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者

○ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
[更生・育成・精神通院]
医療保険の多数該当の者

4-③ その他県の医療制度

○指定難病医療	窓口	狭山保健所

県の審査会で承認された場合、難病法に基づく指定医療機関での保険診療について自己負担分の医療費の一部を県が公費負担することにより、医療費の負担軽減を図るものです。

対象者	原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病(指定難病)にかかっている方です。 (参考)厚生労働省　難病対策 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nanbyou/index.html

○特定疾患医療	問合せ先	狭山保健所

難病法に基づく指定医療機関又は県と委託契約した保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等の全部又は一部を県が公費負担することにより、医療費の負担軽減を図るものです。

対象者　以下の疾患にかかっている方です。

特定疾患	県単独指定難病
・スモン ・プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。) ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎(継続申請のみ) ・重症急性膵炎(継続申請のみ)	・橋本病 ・特発性好酸球増多症候群(好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く。) ・原発性骨髄線維症(旧原発性慢性骨髄線維症) ・溶血性貧血(自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。)

○指定疾患医療	問合せ先	狭山保健所

保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等を県が公費負担することにより、医療費の負担軽減を図るものです。

対象者　以下の疾患にかかっている方です。

1 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症 2 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症 3 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症	4 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症 5 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A) 6 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)	7 第Ⅹ因子(ｽﾁｭｱｰﾄﾌﾟﾗｳｱ)欠乏症 8 第ⅩⅠ因子(PTA)欠乏症 9 第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症	10 第ⅩⅢ因子(ﾌｨﾌﾞﾘﾝ安定化因子)欠乏症 11 von Willebrand(ﾌｫﾝ･ｳﾞｨﾙﾌﾞﾗﾝﾄﾞ)病

○小児慢性特定疾病医療	問合せ先	狭山保健所

県の審査会で承認された場合、小児慢性特定疾病指定医療機関での保険診療について自己負担分の医療費の一部を県が公費負担することにより、医療費の負担軽減を図るものです。

対象者	児童等の慢性疾患のうち国が指定した疾病(16疾患群788疾病・令和4年1月4日現在)にかかっている方。新規申請は18歳未満までです。 (参考)小児慢性特定疾病情報センター　https://www.shouman.jp/

5. 障害福祉サービスについて

＜サービス利用の対象となる人＞
□身体障害者手帳の交付を受けている方
□知的障害のある方
□精神障害のある方（高次脳機能障害・発達障害含む）
□難病患者の方
※知的障害、精神障害は、手帳を所持していなくても医師の意見書等により障害を有していることが認められれば利用できます。
※介護保険制度の対象者は、介護保険のサービスを優先して利用していただくことになります。
※利用を希望するサービスの種類によって、年齢や障害支援区分等の条件があります。

5-① 介護給付

介護給付のサービスを受けるためには、障害支援区分※の認定が必要です。

※障害支援区分とは、介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の調査を行い、市審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定します。

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
生活介護	常に介助を必要とする人に、昼間、施設で入浴、排泄、食事の介護、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護をする人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
療養介護	医療と常時介護する人に、医療機関で機能訓練、療養上の世話、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

5-② 訓練等給付

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な者を雇用して就労の機会を提供し、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な者に、就労の機会を提供し、生産活動、その他の活動の機会を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労を伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。生活訓練と機能訓練があります。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
自立生活援助	1人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

6. 障害児通所支援について

身体障害、知的障害、精神障害及び難病患者の方を対象に療育的な支援等を行います。

※受けるサービスによって対象者の要件はそれぞれ異なります。

児童発達支援	対象者	療育の観点から集団教育及び個別療育を行う必要があると認められる障害児です。
	内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児です。
	内容	児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	対象者	重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児です。
	内容	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	対象者	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児です。
	内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	対象者	保育所その他の児童が集団生活を営む所定の施設に通う障害児であって、その施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児です。
	内容	集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

7. 利用者負担額

サービスを利用したときには、サービスに要した費用の1割を事業者に支払います。

※ただし、所得区分に応じて負担上限月額が算出され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上負担は生じません。

所得区分			負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯	0円
低所得	低所得1	市民税非課税世帯のうち、本人の年収80万円以下	0円
	低所得2	市民税非課税世帯（低所得1に該当する者を除く。）	
一般1		市民税課税世帯	【施設等入所者以外】 障害児　4,600円 障害者　9,300円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
		（所得割16万円（障害児（※1）にあっては28万円）未満の者。 ただし、入所施設利用者（20歳以上）、GH利用者を除く。（※2））	
一般2		市民税課税世帯（一般1に該当する者を除く。）	37,200円

※1 「障害児」は、20歳未満の施設等入所者を含み、加齢児を除く。

※2 入所施設利用者（20歳以上）、GH利用者は市民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、合算した額が負担上限月額を超えた分は申請に基づき高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。（償還払いの方法によります。）

※ 年齢を問わず複数の子がいる世帯では、多子軽減制度の対象となる場合があります。申請に基づき第二子以降の利用者負担額が軽減される制度です。（適用条件あり）

※ 就学前に障害児の発達支援を利用する3歳から5歳の児童の利用料は無料です。

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

8. 計画相談支援・地域相談支援について

8-① 計画相談支援・地域相談支援

サービス名		内容
計画相談支援	計画相談支援 障害児相談支援	●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
		●継続サービス利用支援（モニタリング） 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

8-② 基幹相談支援センター

市内の相談支援の質の向上と相談支援のネットワーク構築の中核的な役割を担います。

事業者名	所在地	電話番号
基幹相談支援センター	豊岡1-16-1　入間市役所B棟　3階	04-2964-1111（内線3203）

8-③ 障害福祉サービス・地域相談支援・障害児通所支援※の利用の流れ

※以下、「サービス等」とする

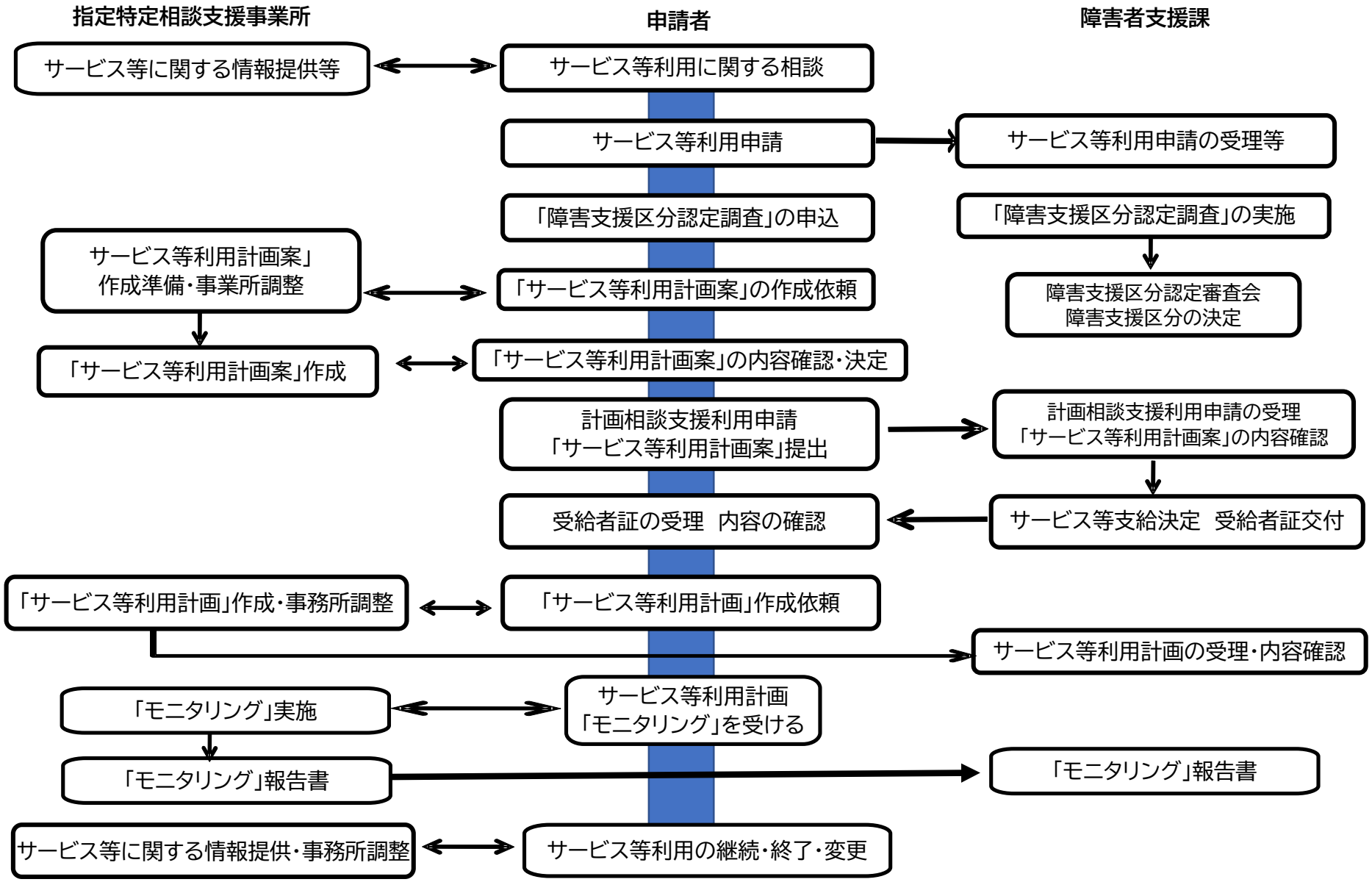

9. 補装具費の支給について

補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者の身体機能を補完または代替する用具で、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的としており、補装具を必要とする方に対しその費用を支給します。

＜対象者＞
身体障害者手帳の交付を受けている方及び障害者総合支援法に定める難病等患者の方です。
ただし、市民税課税世帯の方のうち、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、支給対象となりません。
（補装具の支給を受ける方が,18歳以上の場合に限る）
また、65歳以上の方と40歳以上で介護保険法施行令に定められている特定疾病に該当する方は、介護保険の保険給付の対象となる品目については介護保険からの貸与・購入費の支給となります。

種目	耐用年数	備考	種目	耐用年数	備考
義肢	1年～5年		車いす	6年	
装具	1年～3年		電動車いす	6年	
座位保持装置	3年		座位保持いす	3年	18歳未満の方のみ
視覚障害者安全つえ（普通用）	2年	構造主体が軽金属　5年	起立保持具	3年	18歳未満の方のみ
視覚障害者安全つえ（携帯用）	2年	構造主体が軽金属　4年	歩行器	5年	
義眼	2年		頭部保持具	3年	18歳未満の方のみ
眼鏡	4年		排便補助具	2年	18歳未満の方のみ
補聴器	5年		歩行補助つえ	4年	松葉づえ（木材）　2年
人工内耳　※人工内耳用音声信号処理装置の修理に限り対応可能			重度障害者用意思伝達装置	5年	

＜利用者負担＞
購入または修理に要する費用の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて以下の負担上限額が設定されます。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37, 200円

なお、所得区分が一般（市町村民課税世帯）であっても、当市が援護する在宅生活者については自己負担分を助成する制度がありますので、原則自己負担はありません。
（※世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合には補装具費の支給対象外となります。）

また、それぞれの補装具に基準額が設定されており、その基準額を越える費用は自己負担となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

10. 地域生活支援事業等について

10-① 障害者移動支援

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

屋外での移動に困難がある障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

対象者	視覚障害者または全身性障害者、知的障害者及び精神障害者のうち外出時に支援が必要と認められる認められる方

10-② 障害者日中一時支援

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

日中における活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図る事業です。

対象者	障害者、障害児及び難病患者で、日中において介護する方がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要と認められる方

10-③ 障害者デイサービス

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

創作的活動の機会や社会との交流機会の提供、また、就労が困難な方に対しては、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施することにより、地域での自立生活及び社会参加を促進する事業です。

対象者	在宅の障害者及び難病患者で社会参加や集団活動を通じて社会的な自立などが必要と認められる方

事業所名	所在地	電話番号
在宅支援センター大樹	上藤沢987-1　2階	04-2968-3581

10-④ 在宅重度身体障害者入浴サービス

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問や施設において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります。

対象者	身体障害者手帳1・2級の交付を受けていて、独力または家族等のみの介護では入浴が困難であって、医師より入浴の許可を得ている方です。 ただし、65歳以上の方と40歳以上で介護保険法施行令に定められている特定疾病に該当する方は、利用することができません。

事業所名	所在地	電話番号
アースサポート所沢	所沢市並木3-1-6　107	04-2993-0200
ニチイケアセンター狭山西	狭山市入間川1-7-2　201	04-2955-1369
セイブケア	東京都西多摩郡瑞穂町高根98	042-556-9060
アースサポート瑞穂	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎215-16	042-568-0233

10-①～④の利用者負担

所得区分	負担率	負担上限月額
市民税課税世帯の方　※1	5%　※2	15，000円
市民税非課税世帯、生活保護世帯の方	無料	0円

※1　障害児（18歳未満）の場合、世帯員の市民税所得割額の合計が28万円未満であれば無料
※2　サービスに要した費用の5%を事業者に支払います。

10-⑤ 日常生活用具給付事業

障害児、障害者及び難病患者が在宅生活を営むことを容易にするための用具を給付します。

＜対象者＞
本市が援護している在宅生活者のうち、障害児、障害者及び難病患者であって、当該用具を必要とする方。

個々の用具給付対象者は障害区分の等級（身体障害者手帳に記載されている総合等級ではありません。）等により決められています。
ただし、65歳以上の方と40歳以上で介護保険法施行令に定められている特定疾病に該当する方は、介護保険の保険給付の対象となる品目については介護保険からの貸与・購入費の支給となります。

＜用具の種類＞
●障害児・障害者

用具名	対象者			
	障害区分	等級	年齢、世帯等の条件	その他条件
特殊寝台	下肢・体幹	1・2級	18歳以上	
特殊マット	知的障害	Ⓐ・A	3歳以上	有
	下肢・体幹	1・2級	3歳以上18歳未満	有
	下肢・体幹	1級	18歳以上	有
特殊尿器	下肢・体幹	1級	学齢児以上	有
入浴担架	下肢・体幹	1・2級	3歳以上	有
体位変換器	下肢・体幹	1・2級	学齢児以上	有
移動用リフト	下肢・体幹	1・2級	3歳以上	
訓練いす	下肢・体幹	1・2級	3歳以上18歳未満	
訓練用ベッド	下肢・体幹	1・2級	学齢児以上で18歳未満	
入浴補助用具	下肢・体幹		3歳以上	有
便器	下肢・体幹	1・2級	学齢児以上	
頭部保護帽	知的障害	Ⓐ・A		有
	精神障害			
	下肢・体幹・平衡			
歩行補助つえ（T字・棒状）	平衡・下肢・体幹			
移動・移乗支援用具	平衡・下肢・体幹		3歳以上	有
火災警報機	知的障害者	Ⓐ・A		有
	身体障害者	1・2級		
自動消火器	知的障害者	Ⓐ・A		有
	身体障害者	1・2級		
電磁調理器	視覚	1・2級	視覚障害者のみの世帯（準ずる世帯含む）で18歳以上	有
	知的障害	Ⓐ・A	18歳以上	

用具名	対象者			
	障害区分	等級	年齢、世帯等の条件	その他条件
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	1・2級	学齢児以上	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	2級	聴覚障害者のみの世帯(準ずる世帯含む)で18歳以上	有
透析液加温器	じん臓	1・3級	3歳以上	有
ネブライザー(吸入器)	呼吸器・その他	1・3級	学齢児以上	有
電気式たん吸引器	呼吸器・その他	1・3級	学齢児以上	有
酸素ボンベ運搬車	呼吸器		医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上	有
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚	1・2級	視覚障害者のみの世帯(準ずる世帯含む)で18歳以上	
視覚障害者用体重計	視覚	1・2級	視覚障害者のみの世帯(準ずる世帯含む)で18歳以上	
携帯用会話補助装置	音声・言語・肢体		学齢児以上	有
情報・通信支援用具	視覚・上肢	1・2級		有
点字ディスプレイ	視覚・聴覚重複障害	1・2級	18歳以上	有
点字器	視覚	1・2級	学齢児以上	
点字タイプライター	視覚	1・2級	就学者・就労者・就労見込みの方	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	1・2級	学齢児以上	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚	1・2級	学齢児以上	
視覚障害者用拡大読書器	視覚		学齢児以上	有
視覚障害者用時計	視覚	1・2級	18歳以上	有
聴覚障害者用通信装置	聴覚・音声・言語 身体障害	1・2級	学齢児以上	有
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚			有
人工喉頭	音声・言語		喉頭摘出した方	有
点字図書	視覚			有
ストマ用装具	ぼうこう・直腸		ストマ造設した方	有
紙おむつ	ぼうこう・直腸 下肢・体幹 脳原性運動	1・2級	3歳以上	有
収尿器	ぼうこう・直腸		3歳以上	有
居宅生活動作補助用具	下肢・体幹 脳原性移動	3級以上	学齢児以上	有
視覚障害者用誘導装置	視覚			有
非常用電源	呼吸器		24時間人工呼吸器を使用している方	有
携帯用信号装置	聴覚			有
トイレチェアー	便座位不保持		18歳以上	有

用具名	対象者			
	障害区分	等級	年齢、世帯等の条件	その他条件
車いす用段差昇降機	車いす常用者			有
人工内耳用電池	聴覚		人工内耳埋込術を受けている方	有
カーシート	上肢・下肢・体幹	1・2級	18歳未満	有

＜難病患者＞

種目	対象者
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきりの状態にある方
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある方
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある方
入浴補助用具	入浴に介助を必要とする方
便器	常時介助を必要とする方
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な方
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準じる世帯
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある方
非常用電源	24時間人工呼吸器を使用している方

＜利用者負担＞

本人を含む世帯の課税状況により一部負担金があります。なお、当市ではこの負担金を助成していますので、原則自己負担はありません。
ただし、日常生活用具にそれぞれ設定された基準額を超えた費用については自己負担となります。

＜窓口（問い合わせ）＞　障害者支援課　障害援護担当

10-⑥ 意思疎通支援事業

(1)手話通訳者派遣事業 手話通訳が必要な場合、市に登録している手話通訳者を無料で派遣します。会議や講演会、病院や市役所での手続き等で利用できます。		
対象者	手話のわかる聴覚障害者、音声・言語機能障害者の方	
(2)要約筆記者派遣事業 要約筆記が必要な場合、市に登録している要約筆記者を無料で派遣します。会議や講演会、病院や市役所での手続き等で利用できます。 ※「要約筆記」とは、耳の聞こえにくい方への文字通訳です。		
対象者	聴覚障害者、音声・言語機能障害者の方	
(3)ヒアリングループ(磁気ループ)の貸し出し 会議や講演会等において聞こえをサポートするヒアリングループを貸し出ししています。 ※ヒアリングループとは、磁気により専用の受信機や補聴器を用いて音声を聞くことができる装置です。大型(多人数向け)と、小型(少人数向け)があります。		
対象者	聴覚障害者の方等	
窓口 ※(1)、(2)、(3)共通	入間市意思疎通支援者派遣事務所 (社会福祉協議会黒須事業所内)	FAX　04－2964－1140　/　電話　04－2964－1161 携帯電話　090－4939－1666 eメール　syuwa-iruma@docomo.ne.jp
	障害者支援課　障害福祉担当	

10-⑦ 通学時の移動介護人(付添人)の派遣

市に登録している介護人、または付き添い介助等の相当の経験がある利用者の周りの方(近所、同級生の保護者等)に介護人登録をいただき、派遣します。

対象者	入間市に住所があり、小学校から大学に通学する方で、身体または知的障害等があり、1人での通学が困難な方です。 (手帳の有無は問いません。障害の状況で判断します)
派遣内容	○自宅と学校間の通学(スクールバス停までも可)、または校外授業に限ります。 ○派遣時間は利用者の状況に応じて月150時間以内で決定します。 ○原則として、徒歩(公共交通機関の利用可)での付き添いとなります。※公共交通機関の介護人の交通費は利用者負担。
窓口	障害者支援課　障害福祉担当

10-⑧ 障害者福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情で住宅の確保が困難な方に対し、低額な料金で、居室などを提供します。

施設名	所在地	電話番号
やすらぎの家	東藤沢5-9-2	04-2962-3091

対象者	介助を必要としないで1人で生活する力があり、家庭環境や住宅事情で住宅の確保が困難な方です。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

10-⑨ 地域活動支援センター（サービス向上型／身体・療育）

創作的活動又は生産活動の機会の提供・社会との交流の促進を図ります。市内に次の施設があります。

施設名	所在地	定員	電話番号
扇台福祉作業所	扇台2-7-26	19人	04-2962-5308
花の郷福祉作業所	新久127-1	〃	04-2934-7745

対象者	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方です。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

10-⑩ 地域活動支援センター（サービス向上型／精神）

創作的活動又は生産活動の機会の提供・社会との交流の促進を図ります。また、日常生活の支援や生活相談、訪問援助、地域交流活動なども行います。
市内に次の施設があります。

施設名	所在地	電話番号
つどい	豊岡3-8-5　あたご坂ビル2階	04-2964-2117

対象者	精神障害のある方です。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

10-⑪ 職親

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、将来独立自活できるように職業上の指導を行うものです。

対象者	18歳以上の知的障害のある方です。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

10-⑫ 生活ホーム

入居者に対して、社会的自立を助長するために必要な指導及び援助を行います。入居者は部屋代や光熱費等の経費を負担することになります。市内に次の施設があります。

施設名	所在地	定員	電話番号
生活ホームつばさ	狭山台4-20-2	6人	04-2934-8855

対象者	自立した生活を望みながら家庭環境、住宅事情等により自立が困難な身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方です。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

11. その他のサービスについて

11-① 心身障害者生活サポート事業

障害のある方及びその家族の方の必要に応じて、有料で生活サポート事業登録団体によるサービスを提供する事業です。
市の利用登録を受けた方には、1年度150時間を限度として利用券の交付および利用料の助成を行います。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び障害者総合支援法に定める難病等患者の方
サービス内容	一時預かり・宿泊・外出援助・送迎等
利用方法	利用したい登録団体に直接申し込み、利用したい時間に応じて1時間につき1枚の利用券を添えて利用料を支払います。
利用者への助成	登録団体の利用料から1時間につき600円を控除した額（上限350円）を助成します。
団体への助成	市へ登録した団体へ補助金を交付します。 〇運営費補助金…利用料（上限950円）×2×利用時間 〇建物借上料補助金（建物借上料を支払っている市内に所在地がある団体のみ） …建物借上料×1/3（50，000円を上限とし、100円未満切り捨て）
窓口	障害者支援課　障害福祉担当

11-② 重度身体障害者寝具乾燥車の派遣

家族等が障害者の寝具を十分に乾燥できない場合、月に1回乾燥車を派遣し寝具の乾燥を行うものです。費用は無料です。

対象者	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
窓口	障害者支援課　障害援護担当

11-③ 視覚障害者情報提供事業

市（障害者支援課）からの通知を通常の墨字のほか、点字、拡大文字、朗読CD、eメールで提供します。

対象者	視覚障害者の方
窓口	障害者支援課　障害福祉担当

11-④ 広報いるま（点字・CD版）等の発行

「　広報いるま　」「　市議会だより　」「　社協だより　」を点字、朗読CDまたはeメールで提供します。

対象者	視覚障害者の方
窓口	障害者支援課　障害福祉担当

11-⑤ 盲ろう者通訳・介助員の派遣

各種手続きや交流会・会議等での通訳および日常生活での外出時の通訳と介助を行う通訳・介助員を派遣します。

対象者	視覚と聴覚の障害が重複し、身体障害者手帳1級または2級の方
窓口	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事務所 電話/FAX 048－823－7080（火曜、水曜、木曜、金曜日の9:30～16:30）

11-⑥ 身体障害者補助犬の給付

補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方に補助犬を給付します。（給付頭数等に制限があります。）

対象者	視覚障害1級（盲導犬）、肢体不自由1・2級（介助犬）、聴覚障害2級（聴導犬）の方
窓口	障害者支援課　障害福祉担当 ※　詳しくは埼玉県 障害者福祉推進課へ　電話 048－830－3309 ／ FAX 048－830－4789

11-⑦ 「彩の国だより」点字版・デイジー版の発行・配付

県政の動きや情報を提供すること等を目的として、毎月の広報紙「彩の国だより」を基にして点訳したものやデジタル録音図書を無料配付します。※デイジーとは、障害者用に開発された便利なデジタル録音図書です。デイジーを聴くためには、専用再生機などが必要です。

対象者	視覚障害者等の方
窓口	埼玉県 広報課 電話　048－830－2857　FAX 048－824－7345

11-⑧ 「県議会だより」点字版・デイジー版の発行・配付

広報紙「埼玉県議会だより」に掲載する、定例県議会の概要等の情報を抜粋し、点字版およびデイジー版にしたものを無料配付します。※デイジーとは、障害者用に開発された便利なデジタル録音図書です。デイジーを聴くためには、専用再生機などが必要です。

対象者	視覚障害者等の方
窓口	埼玉県 議会事務局　政策調査課 電話　048－830－6257　FAX 048－830－4923

11-⑨ 郵便による不在者投票

あらかじめ選挙管理委員会で郵便投票証明書の交付を受けている対象者は、投票日前に自宅等で投票用紙に候補者の氏名等を記載し、郵送により投票できます。

対象者	身体障害者手帳等の交付を受けていて、次のいずれかに該当する方です。 ○両下肢・体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級の方 ○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級または3級の方 ○免疫・肝臓の障害の程度が1級から3級の方
窓口	選挙管理委員会

11-⑩ 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

対象者	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患児のうち病状が安定していて在宅療養が可能と医師が判断した方です。なお、身体障害者福祉法、児童福祉法で用具の給付対象となる方を除きます。 生計中心者の所得により一部負担金があります。なお、この負担金については、助成制度があります。

種目	対象者	種目	対象者
便器	常時介助を必要とする方	頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方
特殊便器	上肢機能に障害のある方	クールベスト	体温調節が著しく難しい方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある方
入浴補助用具	入浴に介助を必要とする方	パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方
特殊尿器	自力で排尿できない方	ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方
体位変換器	寝たきりの状態にある方	ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方
車いす	下肢が不自由な方	人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方

窓口	障害者支援課　障害援護担当

11-⑪ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム

緊急通報システム装置を貸与し、日常生活上の不安を軽減するとともに自宅での不慮の事故に対処します。※玄関の鍵を1つ作成し、警備会社に預けます。

対象者	市内の在宅者（ケアハウス等に居住する方を除く）で、身体障害者手帳1級・2級を所持しているひとり暮らし又は日中独居の方。 （65歳以上の方は高齢者支援課で申請します）

＜利用者負担＞

設計工事費

区分		MEIJI		ALSOK		SECOM
		火報無	火報有	据置	壁掛	共通
1	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	10,900円	17,500円	6,600円	7,150円	0円
3	市町村民税課税世帯	20,900円	27,500円	13,200円	14,300円	0円

維持管理費

区分		MEIJI		ALSOK		SECOM
		火報無	火報有	固定有	固定無	共通
1	生活保護受給世帯	0円	0円	550円	1,650円	2,420円
2	市町村民税非課税世帯	1,100円	1,210円	1,650円	2,750円	3,520円
3	市町村民税課税世帯	2,200円	2,310円	2,750円	3,850円	4,620円

※ ALSOKについては、別途撤去工事費が発生します。
※ 緊急通報装置を紛失した場合は、別途自己負担額が発生します。

窓口	障害者支援課　障害援護担当

11-⑫ 徘徊SOS支援事業（徘徊位置情報サービス）

徘徊癖のある高齢者等に端末機を貸与することで徘徊時の所在を把握し、早期保護及び安全確保を図るサービスです。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方です。
〇療育手帳の所持者で、徘徊癖のある方。
〇器質性精神障害があり、認知症症状により徘徊癖のある方。
※人工ペースメーカーを使用されている方はご遠慮ください。</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td><table><tr><th colspan="2">区分</th><th>負担割合</th></tr><tr><td>1</td><td>生活保護世帯</td><td>0円</td></tr><tr><td>2</td><td>前年の総収入額が200万円以下の世帯の方（区分1をのぞく）</td><td>696円／月</td></tr><tr><td>3</td><td>市民税非課税世帯（区分1および2をのぞく）</td><td>1,045円／月</td></tr><tr><td>4</td><td>市民税課税世帯</td><td>2,090円／月</td></tr></table>※上記の金額には、全ての機器代、検索費用、現場急行料金が含まれています。
※二世帯住宅も同居者とみなします。</td></tr>
<tr><td>窓口</td><td>障害者支援課　障害援護担当</td></tr>
</table>

11-⑬ 徘徊SOS支援事業（身元確認支援サービス）

徘徊時警察等に保護された際、利用者の身元特定番号を元に身元の特定を早期に図ることができる以下の物品を交付するサービスです。

対象者	市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方です。 〇療育手帳の所持者で、徘徊癖のある方。 〇器質性精神障害があり、認知症症状により徘徊癖のある方。
内容	⑴　爪Qシール：入間市の名称、電話番号及び利用者の身元特定番号が記載されたQRコードが入った1cm四方の爪に貼るシール ⑵　かかとステッカー：入間市の名称及び身元特定番号が印字された靴に貼る蛍光シール ⑶　徘徊SOS支援キーホルダー：爪Qシールと同じQRコードが入ったキーホルダー ※申請してから、物品の交付までに2週間程度時間がかかります。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

12. 各種助成について

12-① 重度心身障害者自動車等燃料費助成

障害者本人が生業等に使用し、または家族等が障害者のために通所・通学・通院等に使用する自動車の燃料費を助成するものです。対象となる自動車は、障害者本人または障害者と同一生計の方の所有のものになります。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>本市が援護して在宅生活をしている身体障害者手帳1・2級または療育手帳Ⓐ・Aの交付を受けている方です。
※重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成との併給はできません。（年度毎での切り替え可能）</td></tr>
<tr><td>内容</td><td><table>
<tr><th>区分</th><th>月額助成額
（1㍑あたり）</th><th>月額助成対象使用量（上限）</th></tr>
<tr><td>ガソリン</td><td>55円</td><td>50リットル
（自動二輪車・原動機付自転車は10リットル）</td></tr>
<tr><td>軽油</td><td>35円</td><td rowspan="2">50リットル</td></tr>
<tr><td>石油ガス</td><td>25円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>窓口</td><td>障害者支援課　障害援護担当</td></tr>
</table>

12-② 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成

1か月につき福祉タクシー券を5枚の割合で年度当初に交付します。1枚あたりの助成額は初乗運賃相当額です。使用できるタクシーは、埼玉県タクシー協会または埼玉県個人タクシー協会に加入している事業者等（東京都の一部の事業所も含む）のタクシーです。初乗運賃相当額を助成します。また、障害者割引と併用することができます。令和5年4月から、1回の利用につき、初乗運賃相当額の2倍を超える場合、2枚まで使用できます。

対象者	本市が援護をして在宅生活をしている身体障害者手帳1・2級または療育手帳Ⓐ・Aの交付を受けている方です。 ※重度心身障害者自動車等燃料費助成との併給はできません。（年度毎での切り替え可能）
窓口	障害者支援課　障害援護担当

★注意　①重度心身障害者自動車等燃料費助成と、②重度心身障害者福祉タクシー利用助成のサービスの変更は、年度内に一度でも利用している場合には翌年度からとなります。

12-③ 重度身体障害者居宅改善費助成

居宅の屋内及び屋外を障害に応じて改善する工事費の2/3を限度に補助します。（補助限度額240，000円）原則として生涯1回限りの補助とし、新築、増築および改築は補助対象外です。

対象者	下肢または体幹（脳原性運動（移動）機能障害を含む）に障害があり、身体障害者手帳1・2級の交付を受けていて、世帯の最多収入者の前年分所得税額が100，500円以下の世帯に属する方です。介護保険の保険給付の対象となる改善費については、介護保険が優先となります。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

12-④ 身体障害者自動車改造費助成

自動車を自ら運転することができるようにするための操向装置・駆動装置等の改造に係る費用を助成します。（補助限度額100，000円）

対象者	身体障害者手帳の交付を受けていて、改造した自動車を使用することにより就労等の機会が拡大すると認められる方です。ただし、障害者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得がある方は、助成の対象になりません。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

12-⑤ 聴覚障害者用福祉電話基本料金等の助成

家庭に設置する電話・ファクシミリ・フラッシュベルの基本料金（回線使用料・配線整備使用料・機器使用料・リース料）および購入費の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳の交付を受けていて、聴覚障害の程度が3級以上または音声・言語機能障害者で市内在住の方です。
助成額	○基本料金（回線使用料等）月額の6/10 ○ファクシミリの購入設置費の6/10（補助限度額60，000円） ○電話またはフラッシュベル購入設置費の6/10（補助限度額12，000円）
窓口	障害者支援課　障害援護担当

12-⑥ 知的障害者総合補償制度保険料の助成

知的障害者の方が加入する総合的な補償制度の保険料の一部を、年度内一回を限度に助成します。

対象者	療育手帳の交付を受けている方
対象となる手続き	○市区町村民税非課税世帯の方は、保険料の7/10で11，900円を限度として助成 ○上記以外の世帯の方は、保険料の1/2で4，000円を限度として助成
窓口	障害者支援課　障害福祉担当

12-⑦ 地域活動支援センター（サービス向上型）通所者奨励金の支給

通所者の自立を支援し、社会参加の促進を図るため、地域活動支援センター（サービス向上型）等への通所日数が月15日以上の方に月額2，000円の奨励金を支給します。

対象者	市内在住で、地域活動支援センター（サービス向上型）等へ通所している方です。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

12-⑧ 障害者更生訓練費の支給

社会復帰の促進を図るため、訓練および通所のための経費を支給します。

対象者	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方で、原則生活保護を受けている方です。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

12-⑨ 難聴児補聴器購入費等の助成

言語の習得及び教育等における健全な発達を支援するため、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない、軽・中度難聴児の補聴器購入費及び修理費の一部を助成します。ただし、購入及び修理後の申請は受け付けられませんので、必ず購入及び修理する前にご相談ください。

対象者	市内在住で18歳未満（18歳に達した後、最初の3月31日までの間にある者を含む）で身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない難聴児で、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が認めている方 ※労働者災害補償保険その他法令により補聴器購入費の助成を受けている方は対象外となります。
窓口	障害者支援課　障害援護担当

13. 税の控除・減免、公共料金等の割引について

13-① 所得税の障害者控除、住民税の障害者控除・非課税

	障害の程度	控除額	
		所得税	住民税
特別障害者控除	○身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方	所得金額から40万円を控除	所得金額から30万円を控除
	○療育手帳Ⓐ・Aの交付を受けている方		
	○精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方		
障害者控除	○身体障害者手帳3～6級の交付を受けている方	所得金額から27万円を控除	所得金額から26万円を控除
	○療育手帳B・Cの交付を受けている方		
	○精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている方		

※ 住民税は、本人の合計所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。

対象者	納税者または同一生計配偶者や扶養親族に心身の障害がある方	
窓口	所得税・・・税務署	※ただし、所得税、住民税を給与から徴収されている場合は、勤務先の給与担当へお問い合わせください。
	住民税・・・市民税課	

13-② 利子等の非課税

金融機関へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次のとおり一定の預貯金等の利子が非課税になります。

非課税制度の種類	預貯金等の範囲	非課税限度額
障害者等の小額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）	預貯金・合同運用信託・一定の有価証券等	350万円
障害者等の小額公債の利子の非課税制度（特別マル優）	国債・地方債	350万円

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方および障害基礎年金等を受給している方などです。
窓口	金融機関

13-③ 相続税の障害者控除

障害の程度	特別障害者	○身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 ○療育手帳Ⓐ・Aの交付を受けている方 ○精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	一般障害者	○身体障害者手帳3～6級の交付を受けている方 ○療育手帳B・Cの交付を受けている方 ○精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている
控除額	満85歳になるまでの年数1年につき20万円で計算した額を控除します		満85歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額を控除します	

対象者	相続や遺贈で財産を取得したときに、①日本国内に住所があり、②障害者であり、③法定相続人であること。
窓口	税務署

13-④ 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます。）については、所得税はかかりません。
この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得した時も、相続税や贈与税はかかりません。

窓口	税務署

13-⑤ 特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。
この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※ 特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。
　1 特別障害者　　2 特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方

窓口	税務署・信託銀行等

13-⑥ 消費税の非課税

義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する自動車などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、政策の請負及びこれら身体障害者用物品の修理のうち一定のもの。

窓口	税務署

13-⑦ 個人事業税の非課税

両眼の視力が0．06以下の視覚障害の方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

窓口	県税事務所

13-⑧ 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

障害者本人、または家族が、障害者のために使用する車の自動車税等が減免されます。軽自動車、小型自動車、普通自動車のいずれか1台で、事業用のものは除きます。

<table>
<tr><td colspan="8">対象者・・・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者で次に該当する方</td></tr>
<tr><td colspan="3">障害の区分</td><td>障害の級別（障害の程度）</td><td colspan="2">障害の区分</td><td colspan="2">障害の級別（障害の程度）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">身体障害者手帳</td><td colspan="2">視覚</td><td>1級～3級、4級の1
（4級のうち良い方の視力が0.08～0.1）</td><td rowspan="6">身体障害者手帳</td><td colspan="2">じん臓機能</td><td colspan="2">1級・3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚</td><td>2級・3級</td><td colspan="2">呼吸器機能</td><td colspan="2">1級・3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能</td><td>3級</td><td colspan="2">ぼうこう・直腸の機能</td><td colspan="2">1級・3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">音声機能・言語機能</td><td>3級（こう頭が摘出された場合に限る）</td><td colspan="2">小腸の機能</td><td colspan="2">1級・3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">上肢</td><td>1級・2級</td><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機</td><td colspan="2">1級～3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢</td><td>1級～6級</td><td colspan="2">肝臓機能</td><td colspan="2">1級～3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹</td><td>1級～3級・5級</td><td colspan="3">療育手帳</td><td>Ⓐ・A</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能</td><td>上肢</td><td>1級・2級</td><td colspan="3" rowspan="2">精神障害者保健福祉手帳</td><td rowspan="2">1級かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方</td></tr>
<tr><td>移動</td><td>1級～6級</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓機能</td><td>1級・3級</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">減免の対象となる自動車　※すべてを満たす場合に限る</td></tr>
<tr><td>普通自動車</td><td>○ 県内に住民登録のある障害者のために使用すること（障害者1人につき1台に限ります。）
○ 県内のナンバーで正しく登録されている自動車であること。（県外に転出して、自動車の登録を変更していない場合は減免できません。）
○ 納税義務者及び自動車検査証上の使用者が個人であること。（納税義務者が法人の自動車は減免不可）
○ 自動車検査証に「自家用」と表記されていること。（「事業用」では減免できません。）
○ 自動車を障害者の通院、通学、通所、生業のいずれかの目的で使用すること。
○ 障害者が減免の対象となる障害の区分及び級に該当する障害の認定を受けていること。</td></tr>
<tr><td>軽自動車</td><td>○ 障害者が所有し、本人が運転するもの
○ 障害者が所有し、生計を共にする方が運転するもの
○ 障害者と生計を共にする方が所有し、障害者の通院通学等に使うもの
○ 身体障害者等のみで構成される世帯が所有し、障害者の通院通学等のために常時介護者が運転するもの。
○ 障害者用につくられたもの。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>必要書類等</td><td colspan="2">○手続きに必要な書類は、各問い合わせ窓口にてご確認ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">窓口</td><td colspan="2">自動車税・自動車取得税の減免について・・ 埼玉県自動車税事務所 所沢支所 電話 04－2998－1321 / FAX 04－2991－1009</td></tr>
<tr><td>軽自動車税の減免について・・・ 市民税課</td><td>障害区分証明書の発行について・・・障害者支援課 障害援護担当</td></tr>
</table>

13-⑨ 鉄道(JR・私鉄)運賃の割引

<table>
<tr><td>対象者</td><td>
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方です。

【JR】
<table>
<tr><th>対象</th><th>割引乗車券の種類</th><th>割引率</th><th>取扱区間</th></tr>
<tr><td>第1種障害者とその介護者</td><td>普通乗車券
回数乗車券
普通急行券</td><td rowspan="3">50%</td><td>私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。
ただし、回数乗車券は単独の発券となります。</td></tr>
<tr><td>第1種障害者とその介護者又は
12歳未満の第2種精神障害者とその介護者</td><td>定期乗車券
（小児定期券を除く）</td><td>私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。</td></tr>
<tr><td>第1種、第2種障害者が単独で
ご利用になる場合</td><td>普通乗車券</td><td>片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）</td></tr>
</table>
【西武鉄道】
<table>
<tr><th>対象</th><th>割引乗車券の種類</th><th>割引率</th><th>取扱区間</th></tr>
<tr><td>第1種、第2種障害者が単独で
ご利用になる場合</td><td>普通乗車券
ICカード</td><td>50%</td><td>西武線内で50キロを超えて乗車するとき、またはご利用区間が西武線から他社線にまたがり、1枚の乗車券で発売できる区間で通算キロ程が100キロを超える場合のみ。ただし、ICカード利用の場合、他社線にまたがる割引はありません。</td></tr>
<tr><th>対象</th><th>割引乗車券の種類</th><th>割引率</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第1種障害者とその介護者（大人）</td><td>普通乗車券
ICカード
回数乗車券</td><td rowspan="3">50%</td><td>幼児は不要</td></tr>
<tr><td>定期乗車券
（小児定期乗車券は除く）</td><td>小児は小児定期運賃で割引なし
幼児は不要</td></tr>
<tr><td>12歳未満の第2種障害者とその介護者（大人）</td><td>定期乗車券
（小児定期乗車券は除く）</td><td>小児、幼児の介護者のみ割引あり
幼児は不要</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>窓口</td><td>JR・各私鉄窓口
※精神障害者保健福祉手帳は、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載またはスタンプが押印されているものに限ります。
※割引の利用について、詳しくは改札窓口でお尋ねください。
※その他私鉄についても同様の割引を実施しているため、各私鉄会社に確認してください。</td></tr>
</table>

13-⑩ バス運賃の割引

県内を発着するバスを利用する場合は、次のとおり割引があります。手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。また、小児定期乗車券は割引されません。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付）の交付を受けている方または施設入所者（児）です。
<table>
<tr><th colspan="2">対象者</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">本人</td><td>・身体障害者手帳を持っている方</td><td rowspan="7">50%
（定期券は30%）</td></tr>
<tr><td>・療育手帳を持っている方</td></tr>
<tr><td>・施設入所者（児）</td></tr>
<tr><td>・精神障害者保健福祉手帳（写真付）を持っている方</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護者
1名</td><td>・第1種身体障害者を持っている方の介護者</td></tr>
<tr><td>・第1種の療育手帳を持っている方の介護者</td></tr>
<tr><td>・要介護の施設入所者（児）の付添いの方</td></tr>
</table>
※表に記載のないその他の介護者については、各社で異なりますので各社に直接お問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>窓口</td><td>各バス会社</td></tr>
</table>

13-⑪ 国内航空運賃の割引

障害者本人（単独利用時）、障害者本人と介護者1人の航空旅客運賃の割引制度が適用されます。
※介護者とは、航空会社が介護能力があると認める満12歳以上で障害者と同時に同一区間を利用する者です。
※詳細は直接航空会社へお問い合わせください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている12歳以上の方です。
窓口	各航空会社

13-⑫ タクシー運賃の割引

タクシーの運転手に身体障害者手帳または療育手帳を提示することによって、メーター表示額より10%の割引が受けられます

対象者	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方です。
窓口	各タクシー会社

13-⑬ 入間市コミュニティバス特別乗車証の交付

入間市コミュニティバス（てぃーろーど・てぃーワゴン）の運賃が無料になります。介護者の運賃は、通常料金の半額となります。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・指定難病医療受給者証・特定疾患医療受給者証・指定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている方です。
申請方法	特別乗車証【無料】の交付を受ける場合は、上記の身分証明書をご持参し、申請してください。 申請窓口：都市計画課、障害者支援課、健康福祉センター、各地区センター
窓口	都市計画課　計画・公共交通担当

13-⑭ 有料道路通行料金の割引

<table>
<tr><td>対象者</td><td>身体障害者手帳または療育手帳（第1種と記載されているもの）の交付を受けている方です。
<table>
<tr><td>種別</td><td>身体障害者手帳に
第1種と記載されている方</td><td>療育手帳に
第1種と記載されている方</td><td>身体障害者手帳に
第2種と記載されている方</td></tr>
<tr><td>運転者
の範囲</td><td>本人・介護者の運転</td><td>介護者の運転</td><td>本人の運転</td></tr>
<tr><td>割引率</td><td colspan="3">50%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>対象となる
自動車</td><td>①事前登録された自動車（障害者1人につき1台）
②事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など、事前登録されていない自動車であっても本割引の対象となります。）
なお、ETC割引の適用を希望される場合には自動車の登録が必要です。また、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。</td></tr>
<tr><td>窓口</td><td>障害者支援課　障害援護担当</td></tr>
</table>

13-⑮ 携帯電話基本利用料等の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。
窓口	各携帯電話事業者※割引の内容は事業者により異なります。詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。

13-⑯ NHK受信料の減免

<table>
<tr><td>対象者</td><td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で一定の要件を満たす方です。
<table>
<tr><td>全額免除</td><td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合</td></tr>
<tr><td>半額免除</td><td>○ 視覚障害・聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている方が世帯主でかつ契約者の場合

○ 身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳Ⓐ・A又は精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯主でかつ契約者の場合</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>窓口</td><td>障害者支援課 障害援護担当
NHK</td></tr>
</table>

13-⑰ 郵便物の料金等

点字郵便物、点字ゆうパックについては、郵便物の内容により料金が割引になります。詳細については下記へお問い合わせください。

窓口	郵便局

13-⑱ NTT番号案内の料金免除（ふれあい案内）

電話番号と暗証番号を登録することにより、104番を無料で利用できます。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>身体障害者手帳の交付を受けていて次に該当する方及び療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>身体障害者等級表による級別</th></tr>
<tr><td>視覚障害</td><td>1～6級</td></tr>
<tr><td>肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）</td><td>1・2級</td></tr>
<tr><td>聴覚障害</td><td>2～4・6級</td></tr>
<tr><td>音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害</td><td>3・4級</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>窓口</td><td>NTT各支店</td></tr>
</table>

14. 貸付制度について

14-① 福祉資金（福祉費）	窓口	入間市社会福祉協議会		
資金の内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6か月以内	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度　130万円 1年程度　220万円 2年程度　400万円 3年程度　580万円		8年	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年	
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年	
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513万6千円		10年	
負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円		7年	
冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年	
就職、技能修得等の支度に必要な経費	50万円		3年	
その他日常生活上一時的に必要な経費（※内容は問い合わせください。）	50万円		3年	

※各資金利用には条件があります。詳しくは入間市社会福祉協議会へお問い合わせください。

14-② 福祉資金（緊急小口資金）	窓口	入間市社会福祉協議会		
資金の内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の経費 （※内容は問い合わせください。）	10万円以内	貸付の日から 2か月以内	12か月 以内	無利子

14-③ 生活つなぎ資金	窓口	入間市社会福祉協議会
低所得世帯の方々が、臨時的出費、収入が不足した時など緊急に資金が必要な場合にお貸しします。無利子ですが、原則として連帯保証人が必要です。		

14-④ 緊急生活資金	窓口	入間市社会福祉協議会
市福祉事務所において、生活保護の申請を行い、保護が適用されるまでの間、生活に支障をきたす恐れがある方に対してお貸しします。 初回支給の保護費により一括返済していただきます。無利子で連帯保証人は不要です。		

15. 緊急時、災害時の支援制度

15-① 避難行動要支援者 避難支援制度

災害時に自分の力で避難行動をすることが困難な方（要支援者）の名簿を作成し、自主防災会（自治会）・民生委員など地域で共助に取り組む団体（地域支援者）へ作成した名簿を提供し、災害時の安否確認や避難支援、日頃からの顔が見える関係づくりなどに役立てるものです。提供する名簿には、名簿登載に同意をされた方の情報が登載されます。地域支援者等への情報提供に同意し、名簿への登載を希望される方は、市民安全課にお問い合わせください。

対象者	自宅で生活されていて、以下の①～⑧のいずれかに当てはまる方です。（施設・病院などに長期に入所・入院されている方は除きます） ⑴身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方 ⑵療育手帳（Ⓐ・A）の交付を受けている方 ⑶精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方 ⑷難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成認定を受けている方 ⑸要介護度3以上の認定を受けている方 ⑹75歳以上の高齢者のみの世帯の方 ⑺日本語によるコミュニケーションが困難な在住外国人 ⑻その他支援を必要とする方 （妊産婦、乳幼児、自宅において医療装置等が常に必要な者、避難行動に不安がある者などで、自ら名簿への登載を希望する者）
窓口	市民安全課

15-② 障害児（者）の緊急時に備えた事前登録

障害児（者）の重度化・高齢化や「親亡き後」も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時にすぐに相談でき、個々の事情に応じた支援がスムーズに行えるように事前の登録を受け付けています。

対象者	市内在住の障害児（者）で、介護者や保護者が急病等により介助や見守りができず、家で独りになるような突発的な事態が発生した場合に支援が必要となる方です。
窓口	障害者支援課 障害援護担当

15-③ 緊急カード

外出先で急病、事件、事故などの緊急時にこのカードを表示することによって近くの人に電話連絡を依頼することができるカードを発行します。

対象者	聴覚、音声・言語機能障害者の方
窓口	障害者支援課 障害福祉担当

15-④ NET119緊急通報システム

スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、119番通報を行うことができるシステムです。

対象者	聴覚、音声・言語機能障害者の方です。	
窓口	埼玉西部消防局 警防部 指令管理課	〒357－0015 飯能市大字小久保291番地 電話 042－978－9750 ／ FAX 042－978－9751

15-⑤ FAX119番

電話による119番通報が困難な方がFAXを利用して通報できるシステムです。火災や急病などの緊急時に、消防署へFAXで通報する際に利用する専用のFAX用紙を配布します。

対象者	聴覚、音声・言語機能障害者の方
窓口	障害者支援課　障害福祉担当

15-⑥ メール110番

障害のある方が事件や事故にあった時、携帯電話やパソコンから専用ホームページに接続し、文字対話方式(チャット)により通報するシステムです。
通報用アドレス:http://saitama110.jp/

対象者	聴覚、音声・言語機能障害者の方	
窓口	埼玉県警察本部　地域部　通信指令課	〒330－8533　さいたま市浦和区高砂3－15－1 電話　048－832－0110

15-⑦ NET118

海での事件や事故の際、スマートフォンなどを使用した入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となるサービスです。

対象者	聴覚、音声・言語機能障害者の方		
窓口	・登録等システムに関すること	海上保安庁　警備救難部　管理課	電話・FAX　03-3591－6361(内線:5160、5161) E－mail(共通):jcg－net118@mlit.go.jp
	・その他のこと	海上保安庁　警備救難部　救難課	電話・FAX　03-3591－6361(内線:5910、5911) E－mail(共通):jcg－net118@mlit.go.jp

16. その他の福祉について

16-① 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」

生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。（この事業は、社会福祉法に定められた「第二種社会福祉事業」です。）
※利用料がかかります。

対象者	生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害などのある方です。
窓口	入間市社会福祉協議会

16-② 成年後見制度

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力の不十分な方々の財産管理や身上監護（施設への入退所など生活について配慮すること）について保護し支援するための制度です。家庭裁判所が後見等を必要とする人の判断能力に応じて成年後見人等を選任し権限を付与します。
成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に後見・保佐・補助の開始の審判を申し立てます。申し立ては、本人・配偶者・4親等内の親族等が行うことができます。

対象者	認知症・知的障害・精神障害者等の方
窓口	家庭裁判所

16-③ 成年後見制度利用支援事業

2親等以内の親族（配偶者・祖父母・父母・子・孫・兄弟姉妹）がいない等により、法定後見制度の申し立てができない方を市が支援する制度です。

窓口	障害者支援課　障害援護担当

16-④ リフト付バス「おおぞら号」の提供

障害者（児）団体等が訓練・研修等を行う場合、「おおぞら号」（車いす用リフト付大型バス、座席29・補助席7・車いす固定席2）を無料で利用できます。

窓口	埼玉県福祉部障害者福祉推進課　社会参加推進・芸術文化担当	電話 048－830－3309 ／ FAX 048－830－4789

16-⑤ 公営住宅の入居について

市営住宅・県営住宅に入居を希望される障害者の方等には、入居抽選時に当選確率を高める優遇制度があります。

市営住宅	『市営住宅入居者の募集』は年2回（6月・12月）
県営住宅	『県営住宅入居者の募集』は年4回（1月・4月・7月・10月）
申　込	※募集案内の書類は、募集月の1日～21日（土、日、祝日を除く）都市計画課、各地区センター、出張所の窓口で配布

窓口	都市計画課	
	【市営住宅に関するお問い合わせ先】 埼玉県住宅供給公社　川越支所	電話　049－227－6418 ／ FAX 049－233－5353
	【県営住宅に関するお問い合わせ先】 埼玉県住宅供給公社　本社県営住宅課	電話　048－829－2875 ／ FAX 048－825－1822

16-⑥ 駐車禁止適用除外

標章を掲示している場合は、駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く。）でも、他の交通の妨害にならなければ駐車できます。本県の標章は他県でも使用できます。

対象者	備考
身体障害者手帳の交付（※）を受けた 主に歩行困難な方	本人が運転する、または本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合 （※）身体障害者手帳の対象 ・視覚障害（1級から3級までの各級及び4級の1）　・聴覚障害（2級及び3級） ・平衡機能障害（3級）　・上肢不自由（1級、2級の1及び2）　・下肢不自由（1級～4級） ・体幹不自由（1級～3級） ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能1級及び2級、上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）（移動1級から4級） ・心臓機能障害（1級、3級）　・じん臓機能障害（1級、3級）　・呼吸器機能障害（1級、3級） ・ぼうこう又は直腸の機能障害（1級、3級） ・小腸機能障害（1級、3級）　・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（1級～3級） ・肝臓機能障害（1級～3級）
療育手帳ⒶまたはA（介護を要する方）	本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合
精神障害者保健福祉手帳1級	本人が運転する、または本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合
色素性乾皮症の患者 （小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾病）	本人が同乗し、家族等特定の人に運転してもらう場合で、日の出から日没までの時間において使用中の車両に限ります。

窓口	狭山警察署　交通課（交通規制係）　※ 対象と思われる方も窓口にご相談ください。

16-⑦ 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

制度の詳細については県HPへ

対象者および市役所交付申請窓口

区分			交付基準	申請に必要なもの	市役所交付申請窓口
身体障害者	視覚障害		4級以上	身体障害者手帳	障害者支援課
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由	上肢	2級以上		
		下肢	6級以上		
		体幹	5級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能2級以上		
			移動機能6級以上		
	内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上		
知的障害者			A以上	療育手帳	
精神障害者			1級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者			特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	左記に該当する各医療受給者証	
高齢者等			介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上	介護保険被保険者証	介護保険課
妊産婦（出産後は乳児と同伴の場合に限る）			妊娠7箇月から産後1年までの者	母子健康手帳	或保険課・こども支援
けが人等			医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	障害者支援課
その他、車椅子の常時使用が認められる方			医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる者		

※地区センターではすべての対象者が申請可能です。

利用証の全国的な利用（相互利用）について

相互利用とは、埼玉県の利用証が既に同様の制度を導入している府県の協力施設で利用が可能となり、また、県外のかたが各自治体の利用証を使って、埼玉県内の協力施設で利用が可能となることです。
なお、利用証の相互利用が可能な「自治体名及び各自治体の制度名称」「各自治体の利用証及び案内表示のデザイン」は埼玉県HPからご確認ください。

問合せ

福祉総務課

【制度の詳細、電子・郵送申請等について】 埼玉県　福祉部 福祉政策課 政策企画担当	〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎1階	電話：048-830-3223 FAX：048-830-4801

電子申請はこちらから　埼玉県HP電子申請フォーム

16-⑧ 障害者職業能力開発校（中央障害者職業能力開発校）

隣接する国立障害者リハビリテーションセンターと協力し、職業的自立を目指す障害者に必要な職業評価、職業訓練及び職業指導を一貫した体系のなかで実施しています。企業ニーズや障害状況に合わせた訓練と並行して、就職に向けた種々の支援を行っています。

窓口	中央障害者職業能力開発校 （国立職業リハビリテーションセンター）	所沢市並木4-2	TEL 04-2995-1711　/　FAX 04-2995-1052

16-⑨ 障害者職業能力開発校（東京障害者職業能力開発校）

障害者が就職・自立できるようその能力に適した職業訓練を行っています。訓練期間は1年、6か月、3か月です。一定の条件により入寮することもできます。（入寮者の食事等は自己負担です。）入校者には一定の条件により基本手当および機能習得手当等の訓練手当が支給される場合があります。

窓口	東京障害者職業能力開発校	小平市小川西町2-34-1	TEL 042-341-1427　/　FAX 042-341-1451

16-⑩ 職業能力開発センター

職業能力開発センターでは障害者の方への職業訓練を行っています。（訓練内容など、詳細についてはセンターへお問い合わせください。）

窓口	職業能力開発センターまたは公共職業安定所（ハローワーク）	048－651－3122 ／ FAX 048－651－3114

16-⑪ ヘルプマーク

市役所障害者支援課では、ヘルプマークを配付しています。
ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていることを知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。

対象者	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、知的障害や精神障害の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方であれば、障害者手帳の有無に関わらず、お渡しできます。お気軽にお声掛けください。
窓口	障害者支援課　障害福祉担当

ヘルプマーク

16-⑫ ヘルプカード

障害のある方等が携帯し、災害時、緊急時、日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードです。手助けしてもらいたいことや、配慮が必要なこと、緊急連絡先等を記入することができます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方、難病の方等支援が必要な方です。
窓口	障害者支援課　障害福祉担当

ヘルプカード

16-⑬ ミライロID

ミライロIDのアプリをスマートフォンにダウンロードし、お持ちの障害者手帳をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになります。その画面を施設で提示することで障害者割引を受けることができます。
市では、障害のある方の施設利用等の利便性の向上を図るため、下記の市公共施設等で利用料金の減免を受ける際に、障害者手帳の提示の他に障害者手帳アプリ「ミライロID」の画面提示でも確認が可能になりました。

ミライロID対応可能な市公共施設等	市内各体育施設（市民体育館、武道館、運動公園、中央公園）、博物館ALIT、児童センター、健康福祉センター、やまゆり荘、コミュニティバス「てぃーろーど、てぃーワゴン」など ※サービス等の提供内容については、各施設等にお問い合わせください。	ミライロID　HP
問い合わせ先	ミライロIDホームページ　https://mirairo-id.jp/	

16-⑭ 旧優生保護法補償金等

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族の、対象となる方に補償金等を支給します。
請求手続き等については埼玉県の「旧優生保護法補償金等受付・相談窓口」にお問合せください。　**【請求期限】 令和12年1月16日**

補償金の支給 対象　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者（死亡している場合は その遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫または甥孫）） 支給額　本人　1500万円　配偶者　500万円　※事実婚などを含む 優生手術等一時金の支給 対象　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方 支給額　320万円 ※上記の補償金を受給した場合も支給する			市公式ホームページ 「旧優生保護法による 優生手術等を受けた方へ」 人工妊娠中絶一時金の支給 対象　旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた本人で生存 生存している方 支給額　200万円 ※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない
相談窓口	埼玉県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口 （来庁相談　埼玉県保健医療部健康長寿課）	連絡先	電話　048 - 831 - 2777（専用ダイヤル） （埼玉県に現住所・居所を有する方が対象） FAX　048 - 830 - 4804 メール　a3570-12@pref.saitama.lg.jp（専用メール）

17. スポーツ・レクリエーション等事業について

※ 各事業の詳細については、広報いるま及び市公式ホームページにてお知らせします。

17-① 入間市障がい者スポーツ大会		窓口	健康福祉センター 地域保健課 市内障害者団体
障害のある方がスポーツを通じて健康増進し、福祉の充実と親睦を深めることを目的に開催されるレクリエーション中心のスポーツ大会です。			
対象者	健康状態が良好な障害のある方		
17-② 入間市障がい者フライングディスク大会		窓口	健康福祉センター 地域保健課
障害のある方がスポーツを通じて健康増進し、福祉の充実と親睦を深めることを目的に開催されるフライングディスク大会です。			
対象者	健康状態が良好な障害のある方		
17-③ 障がい者ボッチャ交流大会		窓口	健康福祉センター 地域保健課
障害のある方がスポーツを通じて健康増進し、福祉の充実と親睦を深めることを目的に開催されるボッチャ交流大会です。			
対象者	健康状態が良好な障害のある方		
17-④ 障害者週間記念事業		窓口	障害者支援課 障害福祉担当
12月3日から9日までの「障害者週間」を記念し、多くの方に障害者の福祉に関心を深めてもらうため、啓発活動を行います。			
17-⑤ 入間市スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金		窓口	スポーツ推進課 社会体育担当
対象者	全国大会等に資格を得て出場する個人及び団体で、市内在住の方、活動拠点が市内にある在勤及び在学の方、小・中学生で構成される市内の団体です。 ※対象となる大会やその他条件については、要綱(市ホームページ掲載)をご確認ください。		
交付金額	○ 個人競技(2人以下の競技または種目)は1人につき10,000円。 ○ 団体競技(団体種目を含む)は当該大会に提出する選手登録名簿に記載のある選手1人につき5,000円。 ○ 同一のものに対する奨励金の交付は、当該年度において1回。 小・中学生のみ、関東大会以上につながらない埼玉県大会において優勝又は準優勝したときに限り、個人競技は1人につき10,000円、団体競技はその団体(市内の団体に限る)に30,000円。		

18. ボランティア・障害者団体について

No.	名称	連絡先	電話番号・FAX番号
1	入間市身体障害者福祉会	障害者支援課	04-2964-1111（内線1332） （FAX） 04-2964-3665
2	入間市手をつなぐ親の会		
3	入間市視覚障害者福祉協会		
4	入間市聴覚障害者の会		
5	入間めざめる会（活動休止中）		
6	入間ゆずり葉の会	佐藤　ゆきみ	
7	入間市精神保健ボランティアグループ「ひばり」	岩崎　廣司	090-2531-3239

19. 関係機関について

No.	名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
1	埼玉県庁	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111	
2	埼玉県総合リハビリテーションセンター	362-8567	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-1552
3	所沢税務署	359-8601	所沢市並木1-7	04-2993-9111	
4	所沢年金事務所	359-8505	所沢市上安松1152-1	04-2998-0170	04-2992-3119
5	所沢県税事務所	359-8585	所沢市並木1-8-1（所沢地方庁舎1階）	04-2995-2112	04-2998-4408
6	飯能県税事務所	357-8502	飯能市双柳353（飯能合同庁舎2階）	042-973-5612	042-973-5610
7	自動車税事務所　所沢支所	359-0026	所沢市牛沼690-1	04-2998-1321	04-2991-1009
8	狭山警察署	350-1324	狭山市稲荷山2-5-1	04-2953-0110	
9	狭山保健所	350-1324	狭山市稲荷山2-16-1	04-2954-6212	04-2954-7535
10	ハローワーク所沢（所沢公共職業安定所）	359-0042	所沢市並木6-1-3（所沢合同庁舎）	04-2992-8609	04-2992-2444
11	ハローワーク飯能 （所沢公共職業安定所　飯能出張所）	357-0021	飯能市双柳94-15（飯能合同庁舎）	042-974-2345	042-973-7318
12	所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152	04-2994-1420
13	NHKさいたま放送局	330-9890	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048-833-2045	
14	NTTふれあい案内			0120-104174	0120-000104
15	障害者交流センター	330-8522	さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2222	048-834-3333
16	聴覚障害者情報センター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 （浦和庁舎別館2階）	048-814-3351	048-814-3352
17	障害者更生センター（障害者向保養所）埼玉伊豆潮風館	413-0231	静岡県伊東市富戸字先原1317-89	0557-51-1504	0557-51-3436
18	入間郵便局	358-0023	入間市扇台2-1-20	04-2962-2802	04-2965-2169
19	狭山郵便局	350-1399	狭山市富士見1-15-32	04-2959-7001	04-2956-4878
20	入間市社会福祉協議会	358-0003	入間市豊岡4-2-2市民活動センター1階	04-2963-1014	04-2963-1072
21	入間市意思疎通支援者派遣事務所	358-0003	入間市黒須2-3-13 入間市社会福祉協議会黒須事業所内	04-2964-1161	04-2964-1140
22	発達障害総合支援センター	330-0081	さいたま市中央区新都心1-2 小児医療センター南玄関3階	048-601-5551	048-601-5552

障害者のしおり　令和７年４月発行	
編集・発行	入間市 福祉部 障害者支援課 〒358－8511 入間市豊岡一丁目１６番１号 ＴＥＬ　04-2964-1111 ＦＡＸ　04-2964-3665 E-mail　ir313000@city.iruma.lg.jp